

第六十一回国 参議院大蔵委員会會議録第十七号

昭和四十四年六月五日(木曜日)
午前十時四十九分開会

委員の異動

五月十九日

辞任 鬼丸 勝之君

補欠選任 柳田桃太郎君

六月五日

辞任 柳田桃太郎君

補欠選任 鬼丸 勝之君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

九茂 重貞君

青田源太郎君

岩動 道行君

戸田 菊雄君

多田 省吾君

委員

青木 一男君

伊藤 五郎君

大竹平八郎君

鬼丸 勝之君

小林 章君

中山 太郎君

西田 信一君

藤田 正明君

柳田桃太郎君

矢野 登君

田中寿美子君

野上 元君

松井 誠君

横川 正市君

国務大臣

大蔵 大臣

通商産業大臣

政府委員

大蔵政務次官

大蔵省主計局次

長

通商産業省鉱山

石炭局長

通商産業省鉱山

石炭局石炭部長

事務局側

常任委員会専門

説明員

大蔵省大臣官房

審議官

通商産業省鉱山

保安局石炭課長

福田 越夫君

大平 正芳君

沢田 一精君

海堀 洋平君

中川理一郎君

長橋 尚君

坂入長太郎君

田代 一正君

高木 俊介君

本日の會議に付した案件

○石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(九茂重貞君) ただいまから大蔵委員会
を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。
去る五月十九日、鬼丸勝之君が委員を辞任さ
れ、その補欠として柳田桃太郎君が選任されま
した。

○委員長(九茂重貞君) 石炭対策特別会計法の一
部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないま
す。質疑のある方は、順次御発言願います。

○戸田菊雄君 まず大蔵大臣に質問してまいりた
いと思うのですが、今回の石炭対策特別会計法の
一部を改正する法律案、この骨格はどういうところ
にその中心があるのですか。

○政府委員(海堀洋平君) 今度の特別会計法の改
正の要点は三つございまして、一つは、新石炭対
策を行なうために相当の支出を要します石炭対策
費の支出を特別会計から行ないたいということ
で、その期限を四十八年度まで三十九年延長する
ということが第一点でございます。

それから第二点は、四十四、四十五年度に限り
まして償還期限を三年に限りまして借り入れ金を
行なうことができるということを入れたという
ことでございます。これは石炭対策費の支出がほ
ぼ五年間平均的に推移するのに対して、これ
が財源として予定されております関税収入が漸次
増加していくということございまして、この年
度間の不均衡を処理するために、四十四、四十五
年に限りましてこの五十年間に返済できる形での
借入れ金を行ないたいというために借り入れ金規
定を置くということでございます。

それから第三番目は、今回の新たな措置とし
て、石炭産業に對しまして再建交付金を交付する
ことといたします。特別会計法には歳出科目の規
定がございますので、この再建交付金を交付する
ことができるということを出の項目として法律
に規定することといたしました。

この三点が今回の改正案を提出いたしました趣
旨でございます。

○戸田菊雄君 御存じのように、現在の石炭産業
というのは、斜陽化の傾向にどんどん進んで
いっております。今日まで、第一次答申から
第四次答申まで、政府が直接間与して再建方策を
やってきたわけけれども、いまだに前途に對し
てはきわめて暗い見通しじゃないかというように

考えるわけですが、今回の第四次答申の内容
を實施すれば、文字どおり政府が考える再建方
向に行くのかどうか、この辺の政策的な判断はど
うお考えですか。大蔵大臣、どうですか。

○国務大臣(福田越夫君) 特別会計法の改正は、
ただいま次長から申し上げたような内容のもので
ありますが、これは御承知の石炭産業審議会が答
申が出されて、そして、一方閉山交付金、そ
れから再建交付金、そういうもののために、石炭
産業合理化臨時措置法と、石炭産業再建整備臨時
措置法と、この二法案を御審議願ったわけでござ
います。それで、この二法案、それからあわせて
特別会計法案、これはどういふことかと関連を申
し上げますと、本法というか実体法で必要な財政
措置は特別会計でやる、こういうことになってお
るのに伴うものであります。そこで、ずいぶん長
い間その道の権威者に集まってもらって、窮状に
ある石炭産業を打開するにはどうするかというこ
とを御審議願ひまして、その総合結論として石炭
産業審議会の答申があったわけであります。これ
は、現在の諸環境から考えますと、かなり総合的
なものであり、かつ根本的な対策である、こうい
うふうに考えられるのであります。これを取り入
れるはかあるまい。これを取り入れてそのまま実
施する、こういうことになりましたれば、石炭産業
審議会の意のごとく石炭産業の再建整備は可能で
あらう、こういう判断に立ちまして、今回のこの
三法案の御審議をお願いする、こういうことにな
った次第であります。政府としては、いろいろ
この審議会の答申について検討いたしました、が、
まあこれで再建できるという確信に立っております
わけであります。

○戸田菊雄君 大臣の見解ですと、明確に再建が
できる、こういうお見通しのようにありますけれ
ども、いろいろ風評を聞きますという、第四次

たいのです。やるかやらないかということではなくて、そういうものを検討していくべきなのか、今後やはりそういう方向で一步でも再建の方策に近づけて抜本方策というものを講ずる必要があるのかないのか、この辺の見解をひとつ……。

○政府委員(長橋尚君) 通産省といたしましては、先ほどもお答え申し上げましたように、今後、体制整備をめぐりまして、いろいろな考え方が従来から提出されておるわけでございます。そういった考え方につきましては、石炭産業審議会にいま所要の委員会を設けまして、石炭産業全体についての体制整備、これをどのように考えていくべきか、そういう基本的なあるいはまた全体的な構想につきまして御審議を願うという方針にいたしております。

○戸田菊雄君 石炭産業の現状についてちょっとお伺いをしたいと思います。現在、四十三年度現在でけっこうですが、炭鉱数はどのくらいあります。そのうち、大手炭鉱が四十炭鉱、それから中小炭鉱が百十八炭鉱でございます。

○政府委員(長橋尚君) 稼働炭鉱数につきましては、本年三月末現在で百五十八炭鉱でございます。そのうち、大手炭鉱が四十炭鉱、それから中小炭鉱が百十八炭鉱でございます。

○戸田菊雄君 私の調査でいきますと、昭和三十三年に炭鉱総数七百三十三炭鉱、三十七年には四百十八炭鉱で、四割程度減ったことになっているわけですね。それで、いま四十三年の三月現在で百五十八——大手四十、中小百十八と、きわめて減少されてきていますね。それで、今後これらの推移について一体どういうふうな御判断なされますか。もともと減りますか。四十三年度まで本会計が適用されていくわけですが、その辺までどういう状況に推移しますか、その現況についてわかればひとつ教えてくださいたいと思います。

○政府委員(長橋尚君) 従来、エネルギー革命のもとにおきまして、石炭の生産量は、したがって炭鉱数も、漸次やむを得ないことながら減少してまいったわけでございます。今後におきましても、こういった趨勢は、石炭産業全体としてこれを再建軌道に乗せていくという過程におきまして、どうしても与えられた国の助成策の枠内におきまして成り立つていかないという炭鉱の閉山というものは余儀なくされるものと考えております。出炭量について申し上げますと、一応、四十八年度において、三千六百万程度の出炭量を、需要面、あるいはまた財政面、その他諸般の要素を勘案いたしまして想定いたしました。そこまで五年間の間に漸次できるだけなら石炭産業の再建整備が行なわれていくというふうな前提のもとで今回の助成費が積算された次第でございます。炭鉱数につきましては、いま、四十八年度末に何炭鉱ぐらいになるかという辺についてつまびらかに申し上げられないわけでございます。先ほど申しましたように、四十八年度三千六百万トンというのが一応需要面その他を勘案いたしましての石炭対策費の積算の基礎でございます。そういった助成費の枠内におきまして、労使一体となつての企業努力、あるいはまた企業間の合理化成果というふうなものがあがることによりまして、あるいはまた三千六百万トンを上回る出炭が経済的にその段階で維持されるということも期待いたしているわけでございます。炭鉱数につきましてははお答えを申し上げることが非常にむづかしい問題であらうかと思ひます。

○戸田菊雄君 減少していくことだけは間違いないと思うんですね。それで、私は、重要なことは、私の調査によりまして、これは労働者数で見ても減少傾向であります。これは、昭和三十三年は、二十八万人くらいいて、生産量が大体四千八百五十万トン生産してあります。三十七年には、十三万人です。労働者の数が、それで生産量は逆にふえておる、五千五百万トン。四十三年の十二月現在で、労働者数が七万九千、生産量四千六百万トン、こういう計数になっておるわけです。一人当たりの生産トン数は、三十三年十三・九、四十二年四十二・七、四十四年現在が四十八トンであります。ですから、いまあなたが答弁されたように

に、石炭業界内部では、労使一体となつて、まさしく徹底した合理化をやっているわけです。しかし、それですらなおかつ各会社とも全体が赤字を伴っているわけでしょう。あなたが言うように、文字どおり労使一体血みどろになって合理化政策を推し進めて、何とか節約をしながら再建をしようというところで力いっぱいやっているけれども、これはもう限界にきていると思ふんですね。そして、片や一人当たりの労働者の生産量を見たら、三十三年二十八万人が、四十三年現在では、七万九千人ぐらゐに減つておつて、四千六百万トンも生産している。一人当たり四十八トンも生産しているんですよ。ここにやはり最近の炭鉱における労働災害等の激発の原因もあるのだからと思ふ。だから、そういう問題について、あなた方は単に合理化さえ推し進めていけば再建になるかのような印象を与えておられますが、もつとやっぱり抜本的に政策を加味した再建方策というものを真剣にとられない限り、私は石炭業界は野たれ死になつてしまふと思ふんですね。だから、倒れていくのか、ほんとうに再建する気なのか、その辺の熱意がさっぱり私どもにはわからない。この辺についてはどういふふうに考えますか。

○政府委員(長橋尚君) 先ほど申し上げました数字をちょっと訂正させていただきます。炭鉱数でございますけれども、本年四十四年の三月末では、百四十炭鉱でございます。そのうち、大手が三十九炭鉱、中小が百一炭鉱というふうな数字でございます。訂正させていただきます。

今回の石炭対策は、申し上げるまでもなく、石炭産業を全体として再建軌道に乗せていくというあくまでも再建に基調を置いたものでございまして、同時に、石炭産業の実態からいたしまして、石炭産業全体として国の助成のもとでこれを再建いたしていくべき場合には、やはり助成の限度というふうなものとかね合ひにおきまして、ある程度はどうしてもやっつけけない炭鉱の閉山というふうなものはやむを得ないというふうな考え方に

立っております。そして、従来、非常に赤字に苦しみ、また資金繰りに困窮を來した石炭産業の実態にかんがみまして、今回の対策におきましては、再建交付金の交付、あるいはまた安定補給金の増額、あるいはまた有利子の金融を石炭産業合理化事業団の無利子金融に置きかえるというふうなことに伴います。利子効果、種々の助成策の改善強化をいたしまして、それによりまして、四十四年度から四十八年度までの五年間におきまして、今回の助成策のもとで、石炭の生産量のうち相当部分を企業に回します。そして、全体を平均いたしまして収支相償う、そしてまた資金繰りの面でも何とかやっつけけるといふふうな、そういうことを確保できるような対策を講ずることになつたわけでございます。今後、こういった助成策のもとで、石炭生産の相当部分にないます企業につきましては、経営の士気が高揚いたしていきまふものと相まちまして、十分に再建軌道に乗っていく、かように判断いたしているわけでございます。

そして、労働者の雇用の安定ということ、こういった再建の過程におきましてきわめて重要な要素でございます。そういう面につきましては、保安対策の強化、あるいはまた、助成費の算定にあたりまして、できるだけ計画をかけた目押える、そしてその中で賃金の年々の上昇というふうなものもある程度実勢に近いものを織り込むというふうな形で、今後の待遇につきましても、国の助成面におきましても、相当これを改善の方向で改善が可能であるように管理いたす、そして企業努力がそういうたか目な計画を上回るに及びまして、さらにまた企業経営の内容、あるいはまた従業員の待遇というものが改善されることが期待される、かような考え方に立ちまして対策を検討いたした次第でございます。

○戸田菊雄君 いろいろ内容的には補給金その他でもって助成策を十分とつたと、十分とはいかないまでもそういうことで再建に今日まで努力してきたと、そうはいいますけれども、いま私が指摘を

しましたように、いかに石炭産業合理化をやつて一面能率をあげて、労働者の数をどんどん減らして、過酷な労働条件に追いついて、みんな死にもの狂いでやろうとしているんだけれども、それだけでどうにもならないところに来ていてるんじゃないか。ですから、そういう問題について先ほど来いろいろ質問をしてきたわけでありまして、けれども、何らいまの回答の中では政府にはそういった政策はないようでありまして、これはひとつこの機会にもっと真剣に、通産省が担当省でありますから、これらを再建するについて抜本政策を検討していただきたい、そういうことを要望しておきたいと思ひます。

具体的な内容について伺ひてまいりたいんですが、現在、炭鉱の、大手、中小を含めまして、借入金金は一体どのくらいありましようか。

○政府委員(長橋尚君) 大手の企業に關しましては、四十三年昨年九月末現在、借り入れ金残高は総額二千三百九十八億円でございまして。そのうち、設備資金が千三百四十三億円、運転資金が千五百四十四億円でございまして。中小炭鉱の借り入れ金残高に關しましては、非常に把握がむずかしいわけでごさいます。いま手元に詳細な資料がございせんけれども、これはあまり大きな数字ではないものと推定いたしております。

○戸田菊雄君 手形關係を含めてどのくらいになりますか。

○政府委員(長橋尚君) ただいま手元に手形割引残高に關します資料を持ち合わせませんので、後刻調べまして申し上げます。

○戸田菊雄君 それからあわせて聞いておきたいんですが、純損益はいま年間にしてどのくらいあります。出炭の一トン当たり赤字対策はどのくらいになっておりますか。

○政府委員(長橋尚君) これも大手企業についての計数数字でございまして、昭和四十三年度におきます大手十六社のトン当たり純損益につきましては、トン当たり約六百三十円程度と、かように推算いたしております。

○戸田菊雄君 いま言われましたように、会社の借入金、手形を含めて、私の調査ですと、二千八百億程度になると思ひます。借入金が残高としていま発表なされた数字だと、このくらい会社としては赤字を背負つておるわけですね。これを政府としては交付金体制でもって何とか肩がわりしてやろうということで努力はされておるんですけれども、しかし、これは、全く焼酎に水と申しますか、そういう状態は、はたして財政面から満足なことが得られるかどうか、この辺はどうですか。

○政府委員(長橋尚君) 借り入れ金につきましては、約二千四百億円の借り入れ金残高で、そのうち、長期資金、特に設備資金が千三百四十億円余りというところでございまして、一年以上の長期の資金につきましては昭和四十二年度から実施されました第一次肩がわりにおきまして総額一千億円の肩がわりが行なわれております。それに加えて、今回は、再建交付金という形で、借り入れ金の相当部分、さらに従業員の前払金等の債務も含めまして、総額一千億を限度といたしまして、まあ申請該当企業の方といたしましては大体八百五十億円程度になるのではなからうか、かように考えておりますが、そういう追加の再建交付金が交付されるわけでごさいます。これによりまして石炭鉱業自体非常に大きな金利の負担軽減を受けるわけでごさいます。また、安定補給金の増額、あるいはまた、新しい必要とされます設備資金につきましては合理化事業団の無利子融資ワケが百億円程度広がるということによりまして金利効果等々とあわせまして、純損益面におきまして大手の四十三年度トン当たり平均六百三十円程度といふものが四十四年度におきましておおむね解消されまして、あと引き続き四十八年度までの間の平均といたしまして、管理機構の合理化とか、あるいはまた生産の面におきまして機械化の推進等々の能率向上措置というふうなものと相ましまして、おおむね収支相償つてまいるものと、かように推算いたしております。

○戸田菊雄君 事務的な面で一つ聞きたいんですけれども、石炭特別会計の歳出科目を見ますと、数多くの科目が存在するんですね。こういう問題について、何か一元化するとか合理化して、もう少し統合整理できないものではないか。たとえば、再建交付金あり、安定補給金あり、合理化事業団出資金あり、あるいは保安確保補助金あり、炭鉱整理促進補助金といったようなぐあいに、何科目もずつとあるんですね。大体、会社にそういった助成対策というものをとっているのだからと思ひますけれども、そういうものについてもう少し歳出科目の整理をして、一元化をして、そうして事務的にももう少し簡便さを避けていくという、こういう考えはないのですか。

○政府委員(海堀洋平君) 問題は、歳出科目のほうというよりも、対策の一元化、それに応じまして必然的に予算上の科目の整理という形になるんだらうと思ひます。今回の新規の答申におきまして、できるだけ対策を簡明にしていきたいという趣旨に立つて措置をとつたわけでごさいます。

ただ、対策の大体を申し上げますと、直接的な対策といたしましては、先ほど石炭部長から御説明申し上げましたように、現在の借り入れ金について、第一次の肩がわりを行ない、さらに今回再建交付金を交付する、これによりまして企業の債務負担、利子支払いの軽減をはかるというのが一つでございまして。

それから二つ目は、現に出炭される石炭が、そのままでは赤字である。したがひまして、その出炭量に比例しましてある助成金を交付する。これが安定補給金の制度でございまして。

それから需要者側にその出てくる石炭を石油製品関係との競合に勝ちまして何とか引き取らすという意味で、火力発電あるいは鉄鋼産業にこれを引き取らすために増加引取交付金を交付いたしております。これが需要面の対策でございまして。

それからさらに、今後石炭産業が生産を続けていくために、設備投資をやはりある程度行なつていかなければいけない。しかしながら、それが金利負担を伴つてはとも採算が立つていきませんので、設備投資のために合理化事業団から設備資金を無利子で貸し付ける。このために、合理化事業団へ出資をいたすことになつております。さらに、合理化事業団からは、要員の減少に際しました設備資金の貸し付けを、従来と異なりまして無利子で行なうということにいたしております。で、これも合理化事業団への出資になります。

それ以外の措置としましては、最近非常に重視しなければならぬと考えております保安対策への助成、これも今回相当重点を置いたわけでごさいます。

したがひまして、国会での予算を審議していただく場合に、政府の施策の重点がどこにあるかというところを見ていただくために、あるいは決算上どういふふうなところに政府が施策を行なつてきたかというところを見ていただくための科目の設置をいたしておるわけでごさいます。行政的に見ますと目移り流用がございまして、行政的に見ると、その点、この程度の科目の設置をいたしておるものが、国会で施策の御批判を願ひ、あるいは決算の御検討を願ひ上で、適当ではないかというふうな考へているわけでごさいます。

○戸田菊雄君 この再建交付金は、どういふところに使われていくのですか。それから一千億というものを提案されておるのですが、これは直ちに一千億を交付してそれで再建に資するというか、こうになつていくのか、その使ひ方、方法、それはどういふことになつておるのですか。

○政府委員(海堀洋平君) 再建交付金は、一応一千億を限度といたします。元本につきまして、まずその借り入れ先からの条件を、期間十五年、金利三厘というふうな条件変更につきまして各金融機関の協力を受けて、それを元利均等の形で政府が十五年間、半年賦です。それから三十回にわたつて支払っていくという形でごさいますので、直ちに一千億を支払うという形ではございせん。

○戸田菊雄君 交付金の交付基準といふんですか、そういうものは策定をされておるのですか。

○戸田菊雄君 交付金の交付基準といふんですか、そういうものは策定をされておるのですか。

○政府委員(長橋尚君) 再建交付金の交付基準につきましましては、石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部改正法律の中とその施行政省令の中で用いられておるわけでございますが、まず再建交付金の交付を受けます場合に、希望いたします企業は、六月の十五日までに再建整備計画というものを各社ごとにつくりまして、その認定の申請を通産大臣に対していただきます。その認定の申請をその場合、その認定申請のできます資格といたしましては、当該企業におきまして石炭の埋蔵炭量が過去三カ年間の平均年出炭量の十倍以上あるということが要件になっております。そして、これは、先ほど海堀次長から答弁がございましたように、今後十五年間にわたって分割交付するというふうなことでございますので、やはり鉱量というものが一つ要件になるわけでございます。

それから再建交付金の対象になります債務といたしましては、昨年九月末現在におきまして市中金融機関、開業銀行等からの期間一年以上の長期借り入れ金と、昨年九月末現在におきまして従業員の預かり金。この従業員の預かり金の中には、すでに退職いたしました者に対する未払い退職金も入っております。それから第三に、昨年の十月から今年四月までの間、つまり再建交付金は認定を受けていたあとは本年の五月一日にさかのぼって金融機関との契約更改が発効する、かようなことになっておりますので、この四月末までの間におきまして石炭対策が国会の御審議をいただいているという過程におきましてその石炭鉱業の運営を不測の事態の起こらないように確保してまいらうというところで、特に金融機関の協力を求めたわけでございまして、この下期中における金融機関の協力貸し増し分というものが第一の対象でございます。そして、それにつきまして所定の要件がございまして、まず昨年度下期におきまして金融機関の貸し増し協力分を優先的に充当いたしまして、そしてあと残りにつきまして、昨年九月末現在におきまして従業員債務と金融債務を充当する。それから国が十五年半年賦で支払ってまいるわけでござい

す。その場合、まず再建交付金を受けます企業から優先的に弁済させますのは、まず第一にその経過金融分、昨年度下期におきまして貸し増し協力分と従業員関係の債務でございまして、その支払いが国の再建交付金によって行なわれまして、昨年九月末におきまして一年以上の一般長期金融債務の支払いに充当させると、かような仕組みになっております。

そこで、各企業にどのようにしては総額一千万円を限度といたします再建交付金が割り振られるかということでございますが、これは各企業の過去三年間におきまして年平均出炭量、それから昨年九月末現在の一般長期金融債務の残高、その二つを平等に勘案いたしまして各企業ごとのワックを設定されることになっております。そして、そのような各企業別のワックの中で各企業が充当可能債務を振り当てまして、そして各債権者との間で契約更改の話をつける、そして金融債務につきましましては金利を三％にカットし、それから支払い期間を据え置き期間を含めまして十五年間、それから従業員債務につきましましては、これはまあ従業員との話し合いでございまして、金利につきましましては国からは三％しか見ない、その残りについては企業が従業員との話し合いの結果に応じて見ることができましますと同時に、返済期間につきましましてはできるだけ短期を従業員は希望いたしますし、おおむね二、三年程度のところにおさまるのではなからうかと、かように判断いたしております。

以上が再建交付金の交付基準につきましての概要でございます。

○戸田菊雄君 この肩がわりを受けた会社が倒産をした場合はどういうことになっていきますか。また、そういう事例がありますか。

○政府委員(長橋尚君) 今回の再建交付金につきましては、それを受けました石炭企業が石炭生産の事業をやめました場合には、金融債務につきましましては、金融機関が再建交付金充当債務にかかわります。また、金庫担保を履行いたしましたし、なお回収できない損失分の二分の一を国が補償するというこ

とにいたしております。それから従業員関係債務につきましても、一定期間内に従業員が当該企業から戻してもらえない分につきましましての二分の一を国が補償することになっております。

なお、そういう事例があるかという御質問でございますが、前回の肩がわり——法律上元利補給契約というふうな称されております、再建交付金とはだいぶ性格を異にした制度ではございますけれども、債務の肩がわりという点におきましては類似いたしておりますが、前回の肩がわりが法律上の手続を終わりました各企業に交付決定が行なわれましては四十二年の八月でございました。その秋、肩がわりを受けました大日本炭鉱、常磐炭田におきまして炭鉱会社でございますが、これが事実上の倒産状態になった事例がございまして、それからあと、やはりこの三月ぐらいの時点におきまして、第一次の肩がわりを受けました中小炭鉱企業で、二社閉山交付金の申請に踏み切りまして、そうして再建交付金の交付契約の解除を受けた事例がございまして、

○戸田菊雄君 今回、予算面で三十六億程度と聞いていますのですが、それではたして——先ほど聞きましたように、減少するということとはもう確定的なんですね。減少するという形の中で、倒産する場合もあるでしょうし、みずから閉山に持っていく場合もあるでしょうし、いろいろ形はあるでしょう、内容は。だけれども、この程度で四十八年度まで見通しとしていただいようぶでしょうか、肩がわり政策の交付金三十六億という予算内でですね。

○政府委員(長橋尚君) 三十六億と申しまうのは、今年度の再建交付金の計上予算額でございます。今年度は半年分を計上いたしております。平年度ベースでは七十億と、かように相なるわけでございまして、その間、再建交付金を受けました企業が今後五年間にどれくらい石炭生産事業を廃止するかという問題につきましましては、先ほど申し上げましたように、鉱量十倍以上の企業を要件といたしておりますし、それからその前提になり

ます再建整備計画の認定段階におきまして、十分に保安面も含めました会社の再建整備計画の内容をチェックいたすわけでございます。金融機関も引き続き協力をしていくというふうな金融協力のもとでも十分あるような内容の再建整備計画であるということが確認されました上で交付決定がなされるわけでございまして、いまの段階といたしまして、今回の再建交付金を受けます企業が今後五年の間に倒産ないし廃業の事態に至る、かような判断はいたしておらないわけでございまして、

○戸田菊雄君 その資金対策の総体を見ますと、どうしてもやはり大手炭鉱が有利になっているというふうな状況なんですね。そういう点は心配はないですか。

○政府委員(長橋尚君) 御指摘の点につきまして、今回の石炭対策におきましても、国会のほうのいろいろ各党の御意見もございまして、十分に検討をいたしたわけでございまして、大手炭鉱の場合には御指摘の再建交付金を受ける企業が大部分になるわけでございまして、中小炭鉱の場合はなかなか金融になじまない、一般銀行からの借り入れになじまないというふうな点もございまして、再建交付金制度というふうなそういう助成制度にあまりそぐわない炭鉱が多いわけでございまして、そこで、再建交付金を受けます大手企業と再建交付金を受けない中小炭鉱というふうなものについて、今次対策の助成効果をいろいろ比較検討いたしたわけでございまして、その場合に、当初石炭鉱業審議会の答申におきましては、安定補給金を、再建交付金を受ける炭鉱と受けない炭鉱との間で百五十円の格差を設けられたいであらうというふうに答申されたわけでございまして、ところが、それだけでまいりますと、中小炭鉱の場合にやはり百円程度の赤字が残るといふような検討の結果が出てまいりましたので、国会の予算の御審議をお願いいたしました段階におきましては、安定補給金の格差といたしまして、再建交付金を受けるものと受けないもののほかに、中小炭鉱と大手炭鉱というふうな格差をもう一つ設けまし

て、再建交付金の交付を受けない中小炭鉱につきましては、その百五十円プラス百円合計二百五十円の格差を上乘せするようになしたわけでございます。対策面におきましては、大手炭鉱と中小炭鉱のバランスもすっかりとれているものと判断いたしております。

○戸田菊雄君 第三次答申から第四次答申の今日まで資金総体で一体どのくらい流れていっているのか、その割合は、大手、中小でどのくらいの割合になっておりますか、その点はどうか。

○政府委員(長橋尚君) ただいま御指摘の点につきましては、国の助成費が補助金というふうな形で石炭企業に出るようになりましては、第三次答申昭和四十二年度からでございます。その段階におきましては、安定補給金に關します限り、中小炭鉱とそれから大手の中で非常に経営状態が苦しい事態に立ち至つておりました。いわゆる再建会社五社というものに限つて安定補給金が出されたわけでございます。それ以前におきましては、財政面の助成策といたしましては、閉山交付金が直接補助金の大宗をなしていただけてございまして、あとは、開発銀行、事業団等の金融によつて出していたわけでございます。御指摘の過去五年間において中小、大手にどのような資金が流れたかというふうな点につきましては、ちょうどいま手元に資料を持ち合わせておりませんので、至急試算をいたしてまた御報告申し上げたいと思ひます。

○戸田菊雄君 大蔵大臣に一点お伺ひしたいのですけれども、長期借入金については、一般資金ルートその他から長期借入を受けていると、こういうことですね。炭鉱が非常に経営が行き詰まっている事態でありますから、こういう面については、政府出資という形、あるいは財投、そういう方面での補てん策というものが考えられるのかどうかですね。わざわざ、交付金を、そういう一般市中銀行から借り受けて、そして同じ経常費の中でやつて、そしてその肩がわりを政府がやる、そういう二重の金融面での財政措置をやっているの

じやないかと思ひますが、この辺はどうですか。もう少しやはり基本政策をとつていく必要があるのではないかと思うのです、苦しい経営なんですからね。

○政府委員(海堀洋平君) 従来は、設備資金につきましては、主として日本開発銀行からの六分五厘による借り入れということで措置をとつてまいりました。市からの借り入れそれから主として設備資金を充当しております。開銀からの借り入れというものは、肩がわりを行なつたわけでございます。しかしながら、そういうたとえ六分五厘という非常に低利な借り入れであつても、現在の石炭企業はそういった金利のついた金での設備資金ではもはや立っていかないのでないかという判断のもとに、今回、従来から借り入れてました分については再建交付金の対象といたしましてこれを肩がわりするとともに、今後の設備資金につきましては、政府が合理化事業団へ出資をいたしまして、合理化事業団が無利子で貸し付けるといふことになっております。これ以外にも、坑道掘進等につきまして所要の補助金を交付するといふことになっておりますので、今後、長期の設備資金につきましては、この合理化事業団からの無利子貸し付けというものが主体にならうかと存じます。もちろん、政府関係機関の開発銀行とかあるいは市中金融が設備資金をしてはいけないといふことではございませんので、非常に有望とみなされる石炭企業につきましては、開発銀行あるいは市中金融から設備資金が行なわれたいといふことはないかと存じます。主体は合理化事業団からの無利子金融に今後依存していくことにならうかと存じます。

○戸田菊雄君 そういつた交付金なり補助金あるいは助成対策、全般の資金対策について、大蔵省としては、チェック、指導監督といふことは、そういう部分は、どういふことで点検をしていきますか。たとえば、あの常磐炭鉱が閉山をした。これなんかにも行つていふのだらうと思うのです。

が、しかし、閉山をしたあとに、ハワイアンセンタリーという大観光事業に経営を乗りかえていった。そういうところに金が使われている節がないでもない。そういう部分の、いわば経理面での点検といふことが、指導監督といふことは、正しくそれが再建運営に使われていなくてはいかぬわけでしょう。それが正しくいっているのかどうか、その辺はどうですか。

○政府委員(海堀洋平君) 今回の再建交付金を交付するにつきましては、再建計画を通過大臣に提出する。あるいは、石炭産業が重要な財産の譲渡あるいは投資を行なうという場合には、それについての届け出を通過大臣に対して行なう。もしそれを適当でないと認めれば、通過大臣は、所要の勧告を行ない、さらにその勧告が受け入れられない場合には、所要の罰則、たとえば再建交付金につきましてはその交付契約を解除するといふふうな制裁措置がとられていられるわけでございます。これは通過省所管の行政でございますので、これが法律の施行につきましては通過大臣の専管ということに相なつておるわけでございますけれども、現在におきましては、相当重要な事項でございますので、事実上は御相談を受け、その適正な執行につとめていられるわけでございます。

○戸田菊雄君 安定補給金の関係でございますが、これはやつぱり通過大臣の認可によつて、申請に基づいて再建方式に基づいてそれぞれやっていくわけですが、大手、中小と適用該当会社数はどのくらいあるか、どういふふうになっていきますか。

○政府委員(長橋尚君) 安定補給金につきましては、今回の新しい石炭対策におきまして、一応石炭企業全部にこれを交付することにいたしましたわけでございます。ただ、先ほど申しましたように、大手、中小、あるいは再建交付金を受ける企業と受けけない企業、原料炭と一般炭という三つの面におきまして、格差を設けることとしたわけでございます。該当交付対象企業といたしましては、全石炭企業に拡大したわけでございます。

○戸田菊雄君 原料、一般炭のそれぞれ価格の騰貴についてですけれども、現行のもので大体いいですか。この価格変動は必要ないですかどうですか。

○政府委員(長橋尚君) 一般炭の価格につきましては、石炭鉱業合理化臨時措置法に基づきまして標準炭価の制度を適用いたしておるわけでございます。電力用炭あるいはまた特定の一般炭用途につきましては標準炭価を設定いたしております。この一般炭の炭価につきましては、昨年の石炭鉱業審議会の討議過程におきましていろいろ議論が行なわれたわけでございますが、やはりエネルギー低廉の原則というふうなものにとりまして、競合エネルギーが発展しつつあるというふうな状況下でこの引き上げを前提に対策を考へることは適当でないという結論に相なつたわけでございます。今回の石炭対策におきまして助成費につきましては、一般炭の炭価の値上げというものを前提としないで対策費の積算が行なわれたわけでございます。今後、石炭企業といたしましては、全体としてこれを再建いたしました過程におきまして、ある程度の一般炭の減産と申しますか、一般炭炭価の縮小というふうなことはやむを得ない、かような前提に立っているわけでございます。石炭企業の側におきましては、そういう中におきまして年々の供給見込みというふうなものを作ることができるだけ企業努力と相まちましてこれを達成し、需要家に炭切れその他不測の迷惑を及ぼすことのないように配慮してまいる、これがこの段階で大切ではなからうか、かように考える次第でございます。

○戸田菊雄君 閉山交付金についてちょっとお伺ひをしたいと思います。いま予定されている閉山炭鉱はどれくらいあるか。今回トン当たり三千三百円に引き上げされたと思うのですが、そういう状況についてひとつ説明願ひしたいと思います。

○政府委員(長橋尚君) 本年度におきまして閉山見込み数量を予算に閉山交付金を積算いたしましたにあたりまして想定いたしましたものが約三百九

七

七

こういった相当多くの事故が起きている。こういうものをやはりいち早く撲滅をしていく抜本政策というものが必要じゃないか。その労務政策についてですが、通産大臣、いまのままでいいと思いますか、炭鉱関係の労務政策について。

○国務大臣(大平正芳君) まず、今度の石炭政策についての配慮の重点は、いまおのせの労務対策にあったわけでございます。

まず第一は、待遇の問題でございますが、過去におきまして七割アップというような水準においてお願いをしてきたわけでございますけれども、かつて全産業の中で相当の優位の地位を占めておりました石炭産業労働者の賃金水準が、だんだんと優位から転落してきているという趨勢が顕著に見えてまいりました。それで、今度は、予算的には一〇%のアップということにいたしまして、あと企業努力で埋めてまいらうということで、したがって、ことしの春闘におきましては二割か三割までは確保できたいと思っております。

それから第二点は、住宅その他生活環境の整備でございますが、こういった点にも炭住の整備をはじめていたしましていろいろ配慮を加えてあるわけでございます。

それから第三の問題といたしまして、やめていかれる方々に対するあたたかい配慮がないということとは、現に就労いたしております方々の就労意欲に影響することは当然でございます。退職金というもののつきまして可能な限り財務当局の御理解を得まして、今度の整備につきましてもあらゆる手だてを講じまして配慮いたしたつもりでございます。それからやめた方々の転職、再就職等につきましては、これは私の所管ではございませんけれども、労働省御当局と緊密に連絡をとりまして周到な配慮をされているというようにいたしておるわけでございます。仰せのとおり、すべての産業がそうでございますけれども、とりわけ石炭産業におきましては稼働条件が悪いだけに、労働政策が死命を制する基本的政策であると心得えまして、可能な限りの手だてを講じましてこれ

に対応いたしてきまして、今後もうそういう姿勢で重点を置いて考えてまいらうつもりでございます。

○戸田菊雄君 細部にわたってあとまた質問してまいりますが、通産大臣は十二時三十分までというところから、基本的な問題について二、三お伺いしたいのですが、第四次答申が行なわれて、答申によって今回石炭会計法の改正が提案されている。一体、この四次答申で、大臣は、石炭鉱業が文字どおり再建される見通しを持っておられるかどうかですね、また、第四次答申が最終的なものと判断しているかどうか、その辺について第一点に伺っておきたいと思ひます。

○国務大臣(大平正芳君) 私といたしましては、第四次の答申が十分効果を発揮いたしまして、労使の協調を得まして成功して石炭産業が自立するということをあくまでも希望しておるわけでございます。でき得れば、仰せの第四次、今次の政策がファイナルなものであつてほしいという念願を持っておりますし、これをファイナルなものにする決意で石炭行政をやつてまいらる責任があると考えております。ただ、しかしながら、石炭産業も経済界の波の中にあるわけでございます。それがいろいろの外的な予見が変わつてまいらるということがないとは保証できないと思ひます。とりわけいまのように変動期の経済界でございますし、エネルギーの世界におきましてもどのような変化が将来起こるか、そういった点は予測できないわけでございます。したがって、もうこれで最終的なものとしておまへは自信はあるかということに厳密な意味においてお尋ねを受けたというところをならば、一〇〇%だいたいようぶですとお答え申し上げるだけの自信はないわけでございます。石炭関係法案の審議の過程におきまして、総理大臣が、私と相談なく、これは最終的なものではあるまいというような答弁をされたことがあつたんで、私も非常に驚きました。しかし、いろいろ考へてみると、やはり総理大臣のほうが先見の明があるんじゃないか。まあいろいろ先がわからぬか

ら、これは最終だと言つて気はする必要もなからうというお考えであつたようでございます。ただ、行政の責任者としたしましては、できればファイナルなものにしたいという決意で周到な精力的な努力を重ねてまいらるのが私の任務であらうと考えております。

○戸田菊雄君 先ほどこの問題について大蔵大臣にも御所見を伺つたのですが、大蔵大臣は、明確に再建できると、こう踏んでおられるという回答でしたが、担当大臣の通産大臣はきわめて慎重でありまして、その辺は私はむしろ率直な回答ではないかと考へるのであります。確かに、今後エネルギー革命というものがどう発展していくか、非常に大きな問題であらうと私も思ふのであります。そういう中で、答申案等に基づいていろいろの手当てをやるわけでありましても、これは、私たちが判断をする限りでは、単に従来の政策の踏襲以外の何ものでもないのじゃないか。ですから、もっと石炭産業に対する抜本的対策ですね、基本問題としてこれを検討していく必要があるのじゃないかと、こういうふうな考へるのであります。そういうことについても、再三、社会党としてみれば、国有化法案というものをやりなさいといふことを政府に具体的に提言をしていられる。あるいは、石炭業界のほうからもそれぞれ試案といふものを提出されている。そういういわば石炭業界の基本的経営方針について、大臣は一体どういふふうな考へられられているか。いままでいろいろの案が出ておられますので、そういうものを複合して検討していく、そういう態度があるのかどうか、その辺はどうですか。

○国務大臣(大平正芳君) 仰せの問題は、石炭関係法案の御審議にあたりまして与野党の間でお話し合いが行なわれて私どもにも御相談がございました問題点の一つでございます。すなわち、石炭産業の体制問題、また、広く解釈いたしますと石炭政策というのは、結局体制問題に帰一するわけでございます。これにつきましては、去年の末の答申は、鉱区の統合整備というふうな問題、ある

いは販売の一元化というふうな問題、そういった問題は今後石炭審議会の中で討議しようということでございます。確たるビクチャーがあつたの答申には盛りだくさんな御承知のとおりでございます。それだけむずかしい問題であるわけでございますが、いよいよ整備を進めていくにつけて、まず、私どももいたしましては、石炭産業の経営者の諸君はほんとうに真剣に取組んでいただかなければいけない。多額の国帑を費やしての整備でございますから、社会的な責任をいたしまして、相当思い切つた、自家企業の防衛だけでなく、石炭産業全体の合理化、自立達成という道への前進を意欲的に考へてもらなければならぬということを希望し、要請いたしておるわけでございます。また、各党の話合いの中で出てまいりましたのは、体制問題を、もう少しいつ政府の企業判断というのではなくて、もう少し政府もある程度介入した問題の取り上げ方にすべきじゃないかといふことの御意見が支配的になつてまいりましたので、私といたしましては、石炭鉱業審議会の答申に盛りだくさんなものでござい

ますけれども、体制部会といふものを設けまして、明年の八月ぐらいまでをめどにいたしまして一応基本的な体制問題の御検討をいたさうといふことにいたしまして、各党の御了解を得た経緯があるわけでございます。たいへんむずかしい課題ではございますけれども、この問題は、結局、石炭政策の成否を左右する根幹的な問題であります。したがって、政府といたしましては、国会の御要請に対応いたしまして精力的に努力をいたしまして、何らかの道標を持ちたいものだ、いま考へておるところでございます。

○委員長(丸茂重貞君) 午後一時三十分再開することになりました。それまで休憩いたします。

午後零時三十一分休憩

午後一時五十六分開会

○委員長(丸茂重貞君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。質疑のある方は、順次御発言願います。

○戸田菊雄君 先ほど、災害発生等に伴う件数をお伺いしたんですけれども、今後の私たちの予想でまいりますと、災害件数が相当ふえる、そういう傾向が非常に多いんじゃないか、こういうふうには考えるのですけれども、ガス爆発などを防止するかなめは一体どういふところにあるか。そういう保安体制というものは、各炭鉱でいふやられております。その監督指導機関として、そういう面について点検したことがありますか。

○説明員(高木俊介君) 先ほど、ガス突出の年間発生件数については御説明いたしましたとおりでございますけれども、ガス突出の対策といたしましては、保安局におきまして、四十年から四十三年まで四カ年にわたりまして、約八百万円の補助金を大蔵のほうからいたしまして、この金をもちましてガスの突出予知あるいは予防という二点について研究してきたところでございます。いまだ、世界的にも、ガス突出の原因というものが那邊にあるかというところは、現在のところ究明されておられません。ただし、いずれにせよ、ガスが発生して、そのために突出するといふ事実はございします。で、いかにこれを予防するかというところで四年間の間研究したわけでございまして、これには、ガス抜きボーリング——ボーリングを掘りまして事前にガスを抜くという方法、あるいは、探炭する場合に、ゆるめハツパというところで、誘導ハツパと申しておりますけれども、探掘する前に石炭層の中に振動を与えてゆるめをつくりまして、事前にガスを出すという方法をとっております。なお、そのほかに、高圧注水——いわゆる炭壁の中に水を高圧で送入いたしまして、水によって炭層の中に含まれているガスを事前に炭壁面から外へ出すという方法、いろいろなこういう研究を役所のほうでも委託してやっております

し、なお、今回災害を起こしました歌志内炭鉱におきましては研究所を持っておりまして、その研究でも詳細ガス突出の対策としての研究を続けていたような状態でございます。いま申し上げましたように、いろいろ研究はいたしておりますけれども、ガスの炭層中の存在というものがどういふ形で入っているか。炭に付着しているものか、あるいは炭層内に空洞的に存在するものか。これが空洞的に存在しているものならば、事前予知といふことはある程度できると思っておりますけれども、炭に付着しているものが、ただガスの圧力だけで噴出するのじゃなくて、おそらく地圧との関係において噴出するのではなからうかというようなことで、世界的にもまだ究明されていなくて、そこではございしますけれども、そういうガス突出が出た場合、では、いかにして人災を最小にとめるかというところについて、各山とも、待避の問題、あるいは通気系統の問題、そういうことでいろいろ研究しているところでございます。たまたま今回歌志内で発生しましたガス突出は、いままです本で例を見ておりませんような大きな災害でございまして、普通ならば、いままでの例で申し上げますと、突出炭が大体八百トンあるいは千二、三百トンというものが最高でございします。しかし、今回の災害におきましては、約三千トンの石炭が突出してあると思われるような状態でございします。まだ現在取り明けてございします。で、どこから突出しているか、あるいは最終的に石炭の量という点は、はっきりしておりませんけれども、大体三千トンぐらいではなからうかということがいわれております。

以上のように、これは炭層によりまして、全然突出しない、ガスを持っていない炭層もございしますけれども、当空知地区におきましては、ガス突出の多い地区でございします。各山とも十分な注意を払ったところでございしますけれども、今度の赤平の歌志内炭の災害につきましては、予期しなかった大きなものであったということがたまたまこういうような大きな災害を引き起こしたという

結果を招いているような状態でございます。

○野上元君 ちよつと関連して。いま、ガス突出の危険を事前に予知するといふことは、ガスが空洞状態にあるのか、あるいはまた炭に付着しているのか、あるいは地圧との関係で突出してくるのか、あるいはまた、いろいろまだ研究中ではつきり結論がつかないという話ですが、たとえばガス突出の事故がありました。そのあとに行つて調べてみても、その突出ガスが、空洞のものであったか、あるいは付着のものであったかというところはわからないわけですか、そのケース、ケースで。

○説明員(高木俊介君) ただいま、付着したものが、あるいは空洞内に存在していたものかといふことを申し上げたわけでございしますけれども、そのほかに、断層とか、いろいろな炭層の亀裂状態、そういうことも考えられるわけでございしますけれども、大きくは、炭に付着しているか、あるいは空洞的に存在しているかという二つの問題であらうかと思ひます。いま申し上げましたように、突出したあとが空洞になつておれば問題ないわけでございしますけれども、いままでの調査のガス突出の例から見ますと、突出したあとを調査いたしまして、断層その他部分的に亀裂の入つたところ、そういうところは見当たつておりますけれども、はたしてそこからそれほど大きな量の炭が出たかどうかといふのは、これはどういふ説明できるところではございしません。なお、かりに空洞なりあるいは断層なりがあったとして、そこから突出したにしましても、その突出したあとの空洞にまた炭が埋まつておりました、はつきり空洞というやうなものが存在ではわかりませんものですか、おそろく炭に付着しているガスと地圧との関係、そういうものによつて発生するのじゃないか、あるいはまた、いわれていただけでございまして、はつきり原因がどれだといふことはいまのところいわれていない。もし空洞の中にあるのだといふことであるならば、これはある程度科学的にわかるものであらうと思ひますけれども、これがわかりませんもの

のですから、いまのところ予知という点では学術的にも究明された例がない。それで、むしろ予防という点に力を入れているわけでございします。この前の歌志内のガス突出にしましても、あの山では人工的に誘導ハツパをかけたしましてガス突出を起こさせているわけでございします。人工的に起こさせているというのには、探掘時に人に危害を与えないというために事前にガスを抜くという方法と、誘導ハツパによりまして事前にガスを抜くという二つの方法をとっております。

○戸田菊雄君 そうしますと、何回かガス爆発でやられてはいるが、ガス発生そのものの原因は那邊にあるかといふことはまだ究明されておらない。しかし、そういうのが発生しているのでしたら、保安体制としては総合的にその防止策は講じていかなければいけないと思ひます。私も、一回、三池炭鉱の地下坑道に入つてみたことがあるのですが、そのときに保安掛の方の説明によりますと、一つは、何といつても通風ですね、これを管理する、一つは、散水を完全にしておく、そういうものからガス爆発というものを総合保安体制の中で防止策を十分といふことなくちやいけな。なるほど、聞いてみれば、われわれしるうとから考へても簡単な防禦措置のように感じられるわけですね。そういうことを怠つた結果として、ガス爆発によつて尊い人命が失われた。こういうものは、再建途上にあつて財政面で非常に苦しいだらうけれども、やはり苦しいながらも常に人命尊重という角度から総合保安体制というものをとていかなければいけないだらうと思ひます。それすらも実際最低限の保安体制が守られていない、こういうことだと思ひます。ですから、これらに対しては、監督機関としては嚴重な処分形態を経営者に求めていく。今回の歌志内の場合には探掘禁止か何かやつたやうでありますけれども、やはりこういう問題については経営者に対して嚴重な監督と指導というものをやつていかなければいけない。そういう点はどうですか。

○説明員(高木俊介君) 先ほど申し上げましたように、予知というものがなかなかむずかしい原因の災害でございますので、ただし、事実としてはいまだ災害が何回も起きているという事実がございますので、これに対しては万全の予防という点に力を入れているわけでございます。予防の面におきましては、ただいま先生から御指摘がございました通気系統の問題、それから掘進につきましましては、できるだけ炭を掘らなくて、岩石を掘っていく岩石坑道の掘進、それから独立分流の確立、そういうことは、監督指導のもとにおいて十分指導しているところでございます。

なお、突出があつた場合の予防といしましては、ハッパをかけるときの距離の問題ですが、普通三〇メートル、五〇メートル離れてハッパをかけているわけでございますけれども、当歌志内鉱におきましては、過去数回の実例を持っておりまして、今回も一〇〇メートル以上離れたところでハッパをかけていたわけでございますけれども、たまたま大きな突出でそこまで粉炭が飛んできたというような状態になっております。

いま先生の御指摘のように、予防面におきましては、通気系統あるいは掘進関係、両面から十分な対策をとることもやっておりますし、なお、監督指導におきましても、そういう方面に力を入れて指導をやっているわけでございます。たまたま今回の災害が予期しなかつた大きな災害であつたというためにこのよう大きな結果を招いたということ、今後の対策といしまして十分今度の災害を参考にいたしまして、今後の指導面におきましては、より安全に行動さすべき指導していくつもりで中央としては考えております。

○戸田菊雄君 それで十分安全面を期してやっていくということなんですが、四十四年度の石炭対策特別会計予算の内訳を見ますと、保安関係補助金ということで十六億七千万円となっておりますが、会社側としても、経費の何割ぐらいを、割合でいいんですが、どの程度のもを保安対策に向けていられているのでしょうか、これで十分なん

ですか。

○説明員(高木俊介君) 本年度、大蔵の御協力によりまして、保安確保のための補保金として十四億強というものをいただいております。内訳といたしましては、ガス抜きに八億強、密閉に三億強、そのほか保安専用機器に三億強というものを補助金としまして三分の二の率で各山に交付いたすようにしてございます。これはいま三分の二がこの金額に当たりますので、工事費としては各社の積み上げの数字をもとにいたしました数字でございますので、融資率が違いますと別でございまして、けれども、三分の二という補助率からいいますと、十四億円をもちまして、一応、現存の炭鉱のガス抜き、あるいは密閉、保安専用機器というものについては十分であろうと考えております。

○戸田菊雄君 そうしますと、三分の二補助体制というところで全社に行くわけですか、これは。

○説明員(高木俊介君) これは、ガス抜きをやっている炭鉱全社、密閉をやっている炭鉱全社、それから保安専用機器は機種として六機種決定してきておりますけれども、その六機種を購入する炭鉱に対しては全部ということでございます。

○戸田菊雄君 具体的にその内容がわかりますか、大手どのくらいとか、中小どのくらいとか。

○説明員(高木俊介君) いま資料を持って来ておりませんので、後ほど大手、中小別に数字がどうなっているかお知らせいたそうと思ひます。

○戸田菊雄君 こういったいわば保安体制の問題についても、各種の交付金なり補助金なりそういうものを出す場合には、一定の再建整備計画といふものが出されるわけですね。そういうものには必ず計画として会社では挿入をして計画を策定して一緒に出すようにしているわけですね。

大きく入れてもらうようにいたしてございます。坑道掘進と申しますのは、これは骨格構造という問題がございまして、将来の坑内展開を見るために坑道掘進として年々どういう計画を持っているかというのを再建計画の中に入れていただく。なお、保安に必要な人員、これはいわゆる生産、保安をバランスのとれたもとで実施するため絶対的に必要な保安の要員といふものがございまして、その保安要員が確保されているかどうかというのを見るための人員でございまして、なお、保安に対する投資、これはいろいろ生産と保安といふものの投資を分けるのはむずかしいのでございまして、けれども、一応坑道関係及び保安の専用機器あるいは保安に直接関係のある設備、こういうものに対する投資といふのを長期的に見まして、なお、短期的には、保安法の二十八条に基づきます当年度の保安計画といふのを各社から提出させるようにいたしております。この当年度の保安計画の中には、将来どういう機械をいつ購入する、あるいは坑道をいつどこを掘るといふような将来の計画が出てまいりますので、これをもとにして補助金なり交付金なりこういうものを支出するといふたてまえをとっております。

○戸田菊雄君 現状の問題では、あなた方が監督をして、再度歌志内のガス爆発が起こるような、そういう心配といふものは解消されておりますか。保安部門としてどうですか、自信がありますか。

○説明員(高木俊介君) いま自信があるかという先生の御質問でございまして、保安の確立という点につきましては、あくまでも保安法の精神に基づきまして自主保安というたてまえをとっております。これは、あくまでも鉱業権者が労使一体となりまして経営を行なうという考えのもとで、当然保安も入りまして、生産、保安のバランスをとるという考えのもとで自主保安というたてまえをとっておりますので、保安局といったしましては、自主保安がいかに行なわれているかというところのチェックでございまして、直接、場

合によりましては、坑内を巡視いたしますときに、坑道の鉄ワグが折れているとか、あるいは坑木が折れているとか、いろいろガスの濃度が高いとか、そういうところにつきまして気づきましたところにつきましては改善方の指摘はいたしておりますけれども、たてまえといたしましてはあくまでも炭鉱の自主保安ということにゆだねておりますので、山のほうは労使一体となりまして保安の確保に十分努力はいたしておるものと信じてはおります。

いま、絶対に今後ガス突出や災害が起きないかという御質問でございまして、保安局といたしましては、こういうことが二度三度あつては困りますので、いま申し上げましたような点に注意をいたしまして、十分な再度的なチェックをやりたいといふように考えております。

なお、ガス突出の今回の歌志内の点につきましては、現在突出したところは作業を停止いたしております。これにつきましては、会社のほうからは早急に再開方を要望してきていますのでございすけれども、今度の日曜日、月曜日、火曜日に、北海道の大学の先生、及び京都、東京、早稲田の権威者からなります歌志内炭鉱ガス突出委員会といふものを設置いたしまして、現地調査の上、いかに今後対策を立てるべきかというのを第一回目として実施いたしまして、なお、取り明けが完了いたしましたのはおそらく今月の二十日過ぎになろうと思ひますので、二十日過ぎに第二回目の現地調査をし、その現地調査のときに判明いたしましたいろいろなファクターを入れて、ある程度今後ガス突出があつた場合の予防に資しますために、方程式化されましたものにお安全係数を掛けたところで実施していただくべく各山のほうにPRしたいといふふうに考えております。

○委員長(丸茂重貞君) 質疑の途中でございすが、この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、柳田桃太郎君が委員を辞任され、その補
欠として鬼丸勝之君が選任されました。

○戸田菊雄君 どうも、その事故防止対策につ

いてですけれども、いままで、そうなんですけれども、政府の態度もそうですし、行政ベースでやっ
た対策もそうなんですけれども、事故が発生して
死傷者その他が出たということになると、少しは
やる。たとえば、交通災害が発生した。じゃそこ
へ何かの標識をつくるとか、あるいは白線を引く
とか、追い越し禁止の黄線を引くとか、こういう
ような具体策が事故にくっついていっているわけ
ですね。みずからあらかじめ防止対策を抜本的に
やろうというふうな意欲がないんです
ね。いまの説明を聞いても、ガス爆発が何回もや
られていたわけですね。だから、そのもののガス
爆発の根源はわからないにしても、総合的な保安
体制というのについては、いま指摘をされました
ように、通風であるとか、散水であるとか、そ
ういったようなものが非常におそかにされてい
る。ことに、経営内容というものが非常に苦しいで
すから、そういう意味では、どうしても手抜きを
するということになると、余分な経費と思われる
ようなそういう保安体制の面が省略されてこうい
うことになってくる。したがって、この事故が人
禍を伴い、常に発生のおそれというものが存在を
する、こういうことだと思ふのです。

それで、いまいろいろと説明を聞いてきたので

すけれども、今回の四次答申に基づいて、言って
みれば、これは会社の赤字克服策程度でしょう、
この補助金体制というものは、端的に言えば、赤
字を背負っている、これを克服するために再建部
面までいっていない、そういう手当てについて
も、そうして、なおかつ、そういうものが、さっ
さも私が指摘をしましたように、どうしても無理
な再建の基準案というものを行政ベースで押しつ
ける、埋蔵量、出炭量というぐあい。そういう
ことから、今度は、会社としては、勢い合理化政

策を急激に展開せざるを得ない。そうすると、要
員を削減をして余分の経費を使わない。そうすれ
ば、保安体制を省略する、こういうことに当然
なってくるんですよ、いまの実態からいけば。そ
ういうものを抜本的に解決策を土台としてしてい
かない限り、いまいくらかこういうことで調査委
員会を設置をして、一定の安定ベースをしいて、
それを見本にしてPRしていても、これは非常
になまぬるいやり方だと思ふのですけれども、そ
ういうことをやってみたら、その根源であるそ
ういふ事故発生の要因というものを克服すること
になつていかないのじゃないか。そういう点は、
ほんとうに人命尊重という一番大事なことですか
ら、もっと意欲的な投資形態なり、補助金形態な
り、あるいはみずから監督指導というものを強め
るとか、こういう面でのい方向に進めていって
けつこうなんです。もう少し意欲的な保安体制
制というものを全般的に立ててもらいたいと思
う。どうも、いまの説明を聞いてみますと、事故
のあとを追っていることは、これは間違いないで
すし、前途に対して確信があるかと言へば、そう
いう不安があるようじゃないですか。ようやく歌
志内調査委員会ができてそういうものに対する安
定策をこれから生み出そうということじゃ、当該
行政機関としては情けないやり方だと思ふ。これ
は、やはり、もっともと思ひ切つてそういう面
については金も使おう、大蔵省にも要求すべきは
要求する、こういうことでやっていくというのが
私は当然じゃないかと思ふ。そういう点はどうで
すか。

○政府委員(長橋尚君) 今回の石炭対策につきま

しては、単に石炭企業の赤字克服策というふうな
消極面にとどまりませんで、むしろ各石炭企業につ
いてはほんとうに長期的観点に立つての再建の基盤
づくりをさしていき、かような見地からいま諸般
の対策が講ぜられているわけでございまして、先
般来御指摘の再建交付金制度につきましても、単
に過去における借り入れ金の多かった者がよけい
交付を受けるというふうなことではなしに、企業の

経営の成績と申しますか実体を反映しております
最近の出炭実績というふうなものを配分の基準に
大幅に取り入れるというふうなことを考慮いたし
ますと同時に、その交付金交付の前提になります
各企業が立てます再建整備計画自体の中で、前回
の肩がわりの際の再建整備計画では特に保安に関
する計画を特定しておらなかったわけでありま
す。今回の再建交付金に際しましては、再建整備
計画の中で長期的な保安計画というものを各企業
に立てさせまして、実効性のある保安計画が成り
立たないというふうなものについては再建交付金
を交付しない、こういうふうな態度を明らかに
したわけでございます。企業自体で十分に保
安施策を講ずることができないような状況にある
ものは、むしろこの際生産の継続を断念しても
らつてもやむを得ないというぐらゐの保安重視の
考え方をもちまして審査に当たると考えているわけ
でございます。

さらに、保安に関しまして、各企業自体保安意

識を高揚いたし、みずからの問題としてこれに対
処してまいりますのと呼応いたしまして、国のほ
うの補助金も、先ほど御説明申し上げましたよう
に、昨年度保安関係では合計三億円の対策費が計
上されたわけでございしますが、それを約十四億円
増額をし、保安に限りましては特別な補助制度を
設ける。また、保安の基盤をなします坑内骨格構
造組織を整備いたしますためには、従来に引き続
きまして坑道掘進のための特別補助金も交付して
いくというふうな形で、保安に関しましては特に
個別的な補助制度を大幅に拡充いたしたという次
第でございます。

おきます閉山制度の改善というふうな、諸般の勞
働対策もあわせて講じた次第であります。

○戸田菊雄君 端的にお伺いしますが、歌志内の
ガス爆発は、結果的に人災と見るんですか、どう
ですか。

○説明員(高木俊介君) 歌志内のガス突出につ

きましては、先ほどから申し上げましたように、い
ままで経験ない大きな突出であり、なお、ガス突
出という原因が現在究明されません以上は、人災
かあるいは天災かと極端に分けるとすれば、天災
というほうに入るのじゃないかと私は考えて
おります。

○戸田菊雄君 おそらく、警察のほうでも、本

件についてはいろいろ調査をしているだろうと思
うんです。その傾向はどうですか、あなたのほう
から見て。

○横川正市君 ちょっと関連して。天災と見ると

いうことは責任のなれじやないかと思ふけれど
も、予見できる現状ではこういうものは二度と起
こさないという意味での天災もあるけれども、
しかし、先ほどの説明から見ると、言ってみれ
ば、千差万別の爆発の現状でもあるんだが、これ
はあすにでも同じようなことが起こり得るという
ことを、言ってみれば、不幸の出来事だけれども
やむを得ないということなのか。結局、万に一つ
起こったことだから天災と言ふのか。しかし、万
の努力をする、まあ絶対安全ですということが言
い切れないという意味であれば天災ですというふ
うに言っているのか。その点、もう少し明確に答
弁してもらいたいと思ふんです。

○説明員(高木俊介君) 御指摘の天災か人災かと

いう点でございますけれども、当分のガス突出の
量から見まして、三千トンをはる石炭が突出し
ていたということから見まして、現在まで突出し
たしました日本の例では、八百トン、あるいは、
これは人災に結んではおりませんけれども、千二
百トンを人工的に突出させた例はございます。な
お、一九〇四年にカナダで三千五百トン、それか

らフランスで一九二一年に約五千トンの突出の例はございますけれども、当時は、ガス抜きあるいは誘導ハッチというようなことが全然行なわれていないときの突出量でございます。現在におきましては、先ほどから御説明申し上げますように、十分事前にガスを抜くべくいわゆるガス抜きボーリングというものが実施しておりますし、なお、誘導ハッチ、これは人工的にやるわけでございますけれども、誘導ハッチというようにことをやりまして、現状で考えられる技術上の万全の策をとっていったという点からいけば、一応天災と言わざるを得ぬのじゃないかと考えます。

○戸田菊雄君 私は現地へ行ってみませんからわかりませんが、現地の当該組合の情報、あるいは各新聞の報道などから判断いたしました、それから関係警察当局の現在の調査進行過程から見て、どうもやはり人災ではないか、こういう方向に行きつつあるんですね。ですから、いまあなたが答弁された内容というのは、事故発生当時、札幌の鉱山保安監督局で芝石炭課長以下八名の方々が現地に急行した。だから、十分実際の状況については調査が終わっていると思うんですね。そういう現地調査に基づいてあなた方は科学的に判断をされているような答弁になったのかどうか、その辺はどうです。

○説明員(高木俊介君) 取り明けてございますけれども、突出炭が坑道を埋めたところの取り明けはまだ完了いたしておりません。先ほど申し上げましたように、大体今月の二十日過ぎに取り明けが完了するのじゃないかというふうに思われます。なお、突出した、おそらく掘進の伸び先でございますが、そこはまだ確認をしておりますし、おそろく警察のほうであつてもこれによりますと天災だ、人災だと言えらる立場ではないのじゃないかというふうに考えられます。一応二十日過ぎに取り明けが完了いたしますと、保安局のほうは当然でございますけれども、警察のほうも坑内の点検、視察を実施するものと思われまふ。私が先ほど申し上げました天災か人災かという点につきま

しては、現在までの例、あるいは現在まで行なってきた防止に対する実施状況、あるいは現在の技術のレベルというもののから、どちらかといえば天災のほうに入るといふことを申し上げたのでございまして、今度の災害そのものがガス突出であることは事実でございますけれども、それがたしどういふような状態で突出しているかというところは、現在状況を究明中でございまして、ただいまのところははっきりと申し上げられないという状態でございます。

○戸田菊雄君 そうすると、前言の天災という回答は取り消しをするのですか。これは五月十七日の「朝日新聞」ですけれども、「橋本徳男通産省鉱山保安局長は、十六日、ガス突出事故で多くの犠牲者を出した北海道歌志内市の住友歌志内鉱の現場を訪れ」ということで、現地に行っているんですね。あなたもこのときに行かれたのですか。

○説明員(高木俊介君) 私はそのときに行っておりません。

○戸田菊雄君 具体的に申し上げますと、現地の状況報告なり科学的に取り組まれたそういう結論であるならば、天災という回答を前段でなされていると思うのですが、これは確信があるのですか。

○説明員(高木俊介君) 私が申し上げましたのは、いままでの技術レベル、それから会社のはうがとつていた対策、そういうものをといたしまして、先生の御指摘のどちらかということと答えるとするならば天災のほうに近いのだということと申し上げたのでございまして、今度の突出の原因あるいは突出の状況、そういうものから今度の災害についてはっきりどちらかと、あるいはいま先生の御指摘の警察のほうでは人災という動きになっているというふうなことにございまして、現在のところ私たちのほうは全然そういう見方もしておりませんし、なお、取り明けが二十日過ぎになりますので、取り明けが完了次第調査を実施いたしますので、直接の原因というものはそのときにははっきりするんだらうというふうに考えております。

○委員長(丸茂重貞君) ちょっと速記をとめて。

【速記中止】

○委員長(丸茂重貞君) 速記を起こして。

○戸田菊雄君 それでは今後のいわゆる保安体制の問題でぜひこれは重要な問題ですから確かめておきたいのですが、少なくとも歌志内の保安体制が年間八百万円見当出して具体的にガス抜きなどについての対策を立てておられるんですね。言ってみれば、全国の炭鉱のレベルからいけば比較的上位に属する炭鉱だと、こゝにいわれるその炭鉱でこゝにいふガス爆発が出て、十九名にわたる死傷者を出している、こういうことなんですね。ですから、そういうことだとすれば、それ以下の会社がまだいっぱいあるんですね。だから、そういう面について保安体制を急がなければ、私は第二、第三の歌志内爆発事故というものは出てくるんじゃないか、こういうふうな考えなんですが、その辺はどうですか。

○説明員(高木俊介君) 午前中に、全国のガス突出の死亡者を伴う実例を数で申し上げたわけでございますけれども、実際あつたガス突出がございまして、これをいかに防止するかという点で、先ほど申し上げましたように、八百万の予算を四年で大蔵省のほうからいじりだしまして、委託費という形で、歌志内をはじめ九州の二子炭鉱あるいは大島炭鉱というところで現場の試験をしてきております。それで、その結果によりまして、予知というものが、先ほど申し上げましたように、どういふ形でガスが存在しているのか、なお、ガス突出はどのような形で出るのか、おそろく地圧というふうなものも関係するだらうというぐらゐのところ、これは一応権威者の集められた委員会というふうな結論が出ておられるような次第でございます。決して保安局といたしましてはガス突出があるからというところでただ見過ごしてはいたわけではございません。いろいろ四年間の研究も、先ほど申し上げましたように、高圧注水によるガスの擾乱によって採掘前にガスを抜くという方法も一つの方法として予防としてはあるのではないかと

ということ、そういう点も各山のはうには指導しておるような状態でございます。

なお、空知地区は特にガスの多い山で、近くでガス突出を起こした山も数々ございまして、歌志内の災害発生後、直ちに北海道の監督局長名をもちまして、実例の説明と同時に、今後十分なる予防という点に力を入れて作業を実施していただくように山のほうに指示しておるような状態でございます。

○戸田菊雄君 まあ、いまの炭鉱の合理化体制からいけば、もっと作業条件も悪くなるでしようし、保安体制も悪くなるでしようし、したがって、事故発生というものは至るところに想定される、こういう状態になってくるんですね。ですから、いまあなたのほうでいろいろ回答されたようなそういう内容の具体化を早急に各会社に向けて指導を強めるように、この点については要望しておきたいと思ひます。

そこで、問題を変えてまして質問を續けてまいりたいと思ひますが、いまの炭鉱の労働者の平均賃金はどのくらいなんでしょうか。坑内、坑外それぞれ別だと思ひますけれども。

○政府委員(長橋尚君) 労働省の毎月勤労統計調査によつてお答え申し上げますが、昭和四十二年の十一月の平均といたしましては、石炭鉱業の坑内定期給与の平均月額額は四万二千九百七円でございます。坑外夫の定期給与の平均月額が三万五千四百七円になっております。

○戸田菊雄君 私は、他産業との比較において、いまの炭鉱労働者の待遇というのは最低じゃないかと考えるんですね。したがって、これは通産省にお伺いするのは筋違いですから、私の見解として申し上げておきたいのですが、勢い今後やはり労働者の賃上げはやらなければいけないだろうと思ひます。そういうことになりましたと、このことが再度また赤字その他にはね返ってくる、こういうことになってくる。ですから結果的には、一千億の交付金を出し、補給金体制をとり、あるいは閉

山交付金を立てる、いろいろやってみても、赤字克服に追いついていられない、いま四十四年度の総体予算でいった場合にですね、こう考えるのですが、この点はどうか。

○政府委員(長橋尚君) 午前中に通産大臣からお答え申し上げましたように、今後、今回の石炭対策の対策期間であります五年間につきましては、生産の見通しあるいはまた産率の推移というふうなものを非常にかた目に押えますと同時に、助成費の積算にあたりましては年率一〇〇%程度のベースアップが助成費積算の面におきまして可能であるように織り込んで考えたわけでございます。そうして、あと、諸般の経営改善施策というふうなものによりまして、その想定産率以上の産率向上というふうなことも期待できようかと思っております。わけでございますが、いずれにいたしまして、今後の五年間のトン当たり損益に關しましては、そういったベースアップを織り込みながら、全体として収支相償う、かような想定をいたしておるわけでございます。

○戸田菊雄君 四十八年度まで年間大体九百億程度、こうやっていくわけでしょう。四十四年度で八百八十四億五千三百万、こういうことなんです。が、いま言ったとおり、内容的にいろいろと、再建交付金、あるいは安定補給金、いま言った保安対策、こういうものを考えてみると、どれをとっても不十分なものなんです。もう少し思い切って再建を含めて四次答申に盛り込んでいるという精神というものを實現しようということなら、やはり裏づけがなければ私にはできないと思うのです。だから、通産省の当初の要求はもっと高かったと私は聞いています。その要求と実現との割合はどういうことになっておりますか。

○政府委員(長橋尚君) 今後五年間にわたります石炭の助成費をどのように考えるべきかという点につきましては、昨年八九月の長きにわたりました石炭鉱業審議会において種々検討されたわけでございます。この審議会の答申におきまして出されました助成費の水準は、全体としてこの予算面

に一〇〇%織り込まれているわけでございまして、特に安定補給金に關しましては、午前中もお答え申し上げましたように、大手炭鉱と中小炭鉱とのバランスというふうな面で、さらに答申を受けたあとと種々検討の結果、再建交付金を受けない中小炭鉱にもトン当たり百円の上乗せ格差を設けるというふうな形で、そういった面におきましては審議会の答申以上の助成策が今年度予算に盛り込まれている次第でございます。

○戸田菊雄君 いま指摘をされましたように、労働者の賃金は安い、非常に危険性の伴う作業だ、そういういろいろな諸般の問題点をかかえて、今後労働者の確保というものは非常にむづかしくなってくる、このことをきつかけにしまして閉山する会社も相当大幅にふえていくんじゃないか、私はこう考えるわけですね。そういう炭鉱がむしろ倒産をしてしまおうという心配はないのか、労働倒産、そういう見解はどうですか。

○政府委員(長橋尚君) 今後の労働力需給事情のいかんによりましては、そういうケースが労働者の確保のために生産を維持できない、あるいは経営を能率的に維持できないというふうなケースも出てくるかと考えます。将来の問題としてそういうケースが絶無ではなからうと憂慮するわけでございますが、そういう事態に対処いたしまして、雇用の安定面におきまして今回の石炭対策におきまして種々配慮を加えているわけでございまして、少なくとも雇用の不足のために生産を維持できないというふうなケースが多発いたしませんように、労働省あたりと諸般の労働対策、雇用安定策について種々打ち合わせまして今回の石炭対策を樹立いたした次第でございます。

○戸田菊雄君 労働政策で肝心な雇用政策というものがとれているという自信はあるのですか。いまもう斜陽産業として労働者自身が動揺している。それに、低賃金、労働条件はきわめて悪い。いまの賃金発表によると、坑外でも三万五千四百七円でしょう。全くこれは最低だと思ふんですがね。いま、一般官庁でも、高校卒ですら二万円

をオーバーしているという状況です。おそらく、いまの炭鉱労働者の平均年齢からいけば、四十歳に近いんじゃないかと私は思うのです。特に最近若年労働者の炭鉱就労人口というのは非常に少ない、私の記憶するところでは、そういうものもろの悪条件が重なってきて、それで今後炭鉱に就職をするなんていう者はほとんどいなくなってくるんじゃないか。その面から一体再建策というものが心配されておるのか、こういうふうに私は考えているのですが、それはどうですか、もう一回確信のあるところを教えてください。

○政府委員(長橋尚君) 先ほどお答え申し上げましたのは手元の資料がやや古うございしますが、その後、昨年四十三年のベースアップといたしましては一〇・四%、それから今年度は先般一二%のベースアップが労使間で取り決められた次第でございまして、各企業におきましても、まず労働対策の第一といたしまして、賃金水準の問題につきましては、国の助成策と同時に経営刷新の努力と相まちましてできるだけ他産業に近づける努力が払われているわけでございます。

それから現在働いておられます労働者が先行き不安のために離山ムードがあるというのが昨年来政策の審議過程におきまして強く訴えられた点でございまして、その点につきましては、たとえば再建交付金制度を創設するにあたりまして、従業員企業内におきまして貯蓄金を労使の話合いがまとまりました場合には優先的に再建交付金からの弁済によつて償還する道を開く、そうすることによりまして社内預金金が焦げついてしまふのではないかとというふうなことから出てまいります不安ムードの一端をはかつたわけでございます。

また、住宅面におきましても、住宅金融公庫あるいは福祉年金基金といったようなものによりまして産労住宅の建設をできるだけ促進いたしまして、そして、いまだに一部に相当残っております外便所、外水道というふうなものを解消いたしますために、合理化事業団の無利子金融の融資ワクを一部妥当な限度におきましてこういった各種住

宅、産業労働者住宅融資制度との協調という形で融資してまいらる道をいま検討いたしているわけでございます。

それからまた、山元におきます離山ムードのもう一つの原因といたしましては、先ほど来申し上げておりますように、早くやめたほうが退職金その他の面でも得である、最後まで残っておるほどに退職金あたりが十分にもらえないというふうな不安を一掃いたします意味で、財政当局ともいろいろと御相談をいたしまして、閉山交付金におきます労働債務の弁済率というふうなものを今度の石炭対策におきまして応分に引き上げることにした次第でございます。

以上申し上げましたような諸般の施策によりまして、国の対策効果といたしましては、労働者の不安ムードの解消という点にできるだけの配慮を加えたわけでございまして、あと企業自身が企業維持のための努力といたしましてこういふ政府の施策を受けまして労働確保のためのいろいろな創意工夫を発揮していくことを期待いたしておる次第でございます。

○戸田菊雄君 先ほどの説明でも、現行炭鉱労働者は七万九千、年間三千六百万トンくらいの出炭量に持っていきたい。そうしますと、私の調査によると一人当たり四十八トンぐらいですが、今後全体の労働者の計数としてはどのくらいが妥当で、どのくらい維持していけば石炭産業というものを維持していくのにか、その辺の考え方はどうですか。

○政府委員(長橋尚君) 五年後の生産水準といたしまして、需要面その他を勘案いたしまして、三千六百万トン程度というのを想定いたしたわけでございますが、その場合、産率といたしましては一人当たり六十トン弱というふうな数字を一応想定しているわけでございます。その間、五年間にわたります四千数百万億というふうな国の大幅な対策費の支出のもとにおきましてもなおやうていけないというふうな炭鉱の閉山はある程度やむを得ないという前提に立っているわけでございします

が、こういった比較的能率の悪い面がやむを得ないことではございますが閉山をしていくというふうなことが相まちまして、全体の能率水準が高まるということが一つ。第二に、引き続き機械化その他生産面におきます正しい意味での合理化の成果が期待されるわけでございまして、そういったことと相まちまして能率の向上が相当程度今後引き続き期待できるということでございまして、そうなりまして場合には、労働者が今後五年間に現在の七万八千人——これは常用労働者の数字でございまして、七万八千人から年々相当程度減っていくというふうなことはやむを得ないことと、かように考えている次第でございまして。

○戸田菊雄君 結局、どのくらいが一番妥当だと思ふのですか。年間三千六百万トン確保して現行の七万九千という労働者総体が、これが妥当なのか。それは、もちろん、合理化の中には機械化その他もあるでしょう。そうなれば、当然、要員削減ということとは事実問題として起きてきますね。だから、そういうものが諸般の計画が全部関係省で出されていると思うんですが、これは私は非常に重要な問題だと思うんですが、雇用政策として、そういう意味合いから、ことに閉山交付金の交付によって相当閉山ムードが広がっていることは間違いない。ですから、そういう問題についておねね想定される労働者総体はどのくらい確保されればよいと思うか、その辺をちょっと具体的にお願いします。

○政府委員(長橋尚君) どれくらいの労働者数を先々確保していく必要があるかという点につきましては、今後におきます技術水準とか、あるいはまた坑内条件の関係、その他先々諸般の事情がどのようにに変化するかというふうなところにかかるところが大きいことは申し上げるまでもないわけでございまして。ただいま申し上げましたように、五年後三千六百万トン程度の生産水準という想定をいたします場合には、先ほども申し上げました六十トン程度の能率ということで逆算いたします場合に、やはり五万人弱、そういう労働者数とい

うものはそういう前提のもとで必要とされるわけでございまして、今後御指摘の労働倒産とかいうふうなことが全体として石炭産業界を崩壊に導くというふうなことがないように、全体として石炭産業界を再建軌道に乗せていく過程におきまして労働政策の面につきましても通産省といたしまして関係方面ともよくお打ち合わせしながらできるだけ努力をしてまいりたいと、かように考えている次第でございまして。

○戸田菊雄君 大臣がおられますから、沢田政務次官に質問をしたいと思うのですが、炭鉱が閉山していくわけですね。そうすると、これは一つ炭鉱ばかりじゃなくて、その産炭地全体が非常に影響してくると思うんです。ですから、こういうものに対する総合施策が並行的にとられていかなければ片手落ちの対策になるのじゃないか。確かに、炭鉱そのものに対しては、いま言ったような政府の手厚いところではいかないうちでも一定の政策がやられている。しかし、それを取り巻く各産炭地帯全体の対策というものは、私は政策的にも具体的な保護政策においてもやられていないのじゃないか、こういうふうなところをどうするつもりでございまして、その辺は高度の政治判断で総合的に行なわれるのが至当だろうと考えますが、何かそういう問題についてさらに具体的に施策があればひとつ教えてください。

○政府委員(沢田一精君) 御指摘の産炭地域の振興対策は、私どももいたしまして真剣に考えなければならぬ問題であるかと存じます。具体的にというお尋ねでございまして、いまとっておりまます幾つかのことを申し上げますが、産炭地への新しい企業誘致のための融資事業、あるいは土地造成事業等に充てますために、産炭地域振興事業団に対しまして出資をいたしまして、いま申し上げましたように、閉山等によりましてその地域の経済が低下をしないようにできるだけささえるようにしていきたい、かように考えてやっておりますわけでございます。それから特に今年度、終閉山に伴いましてその影響を受けます市町村に対しまして

は、名称は産炭地域振興臨時交付金という名称でございまして、そういう特例的な措置を講ずることになったわけでございまして。そのほか、御案内のように、地方交付金の段階におきましていわゆる特別交付金等をできるだけ重点的に配付するということによりましてやっております。もちろん、これだけでいろいろの影響が出てまいりますものに對しまして万全の策を講じておるということとはまだ言い得ないかもしれせんけれども、いまお話しのような趣旨のつもりでございまして今後ともそういうことのないようにできるだけ充実した施策をやつていきたい、かように考えておる次第でございまして。

○戸田菊雄君 それでは予算の内容でちょっとわかる点があるのですが、増加引取交付金というのがどういふ内容のものか、どういう算定によつてこういう金額がはじき出されてきているのか、それをちょっと説明願いたい。

○政府委員(海堀洋平君) 先ほども御説明申し上げましたように、御存じのとおり、エネルギー革命というものは、主として石油との競合関係で石油の需要が価格との関係で非常に落ちてきているというために起こった、まあエネルギー転換の傾向を持つわけでございまして、したがって、石油産業をある程度の規模で持続していくためには、需要を確保していく必要がございまして、その需要は、一般炭でいえば火力発電でございまして、原料炭でいえば鉄鋼でございまして。しかし、両者とも日本経済の基幹をなす、片やエネルギー源を供給している電力でございまして、片や工業原料を供給している鉄鋼でございまして、これを国際価格よりも高い価格で買うようにしているにも限界がございまして、電力につきましましてはある基準年度におきまして引き取り量をこえます引き取り量につきましまして、それをこえた量について一定の金額を交付する。それから鉄鋼につきましましては、その引き取り量につきましまして一定のやはり金額を交付するわけでございまして、その単価等に

つきましては、電力につきましましては、北海道等を除きました揚げ地の電力用炭引き取りの基準量千九十八万トンを超えて引き取った量に對しまして、トン当たり千八百七十七円を交付することにいたしております。したがって、その揚げ地六電力の引き取り量から千九十八万トンを引きまして、そのこえて引き取りました量に對しまして千八百七十七円を掛け合わせた金額というものがそれぞれの電力会社に交付されるわけでございまして。それから鉄鋼につきましましては、その引き取り量に對しましてトン当たり七百円というものを交付いたしておるわけでございまして。一応それはある想定を置きまして積算をいたしておりますので、四十四年度におきましてはその両者の合計が六十一億六千二百万円と相なっているかと存じます。

○戸田菊雄君 その電力会社は何か所くらいあるんですか。そして、金額はどのくらい行つていますか。鉄鋼関係は、どこどこで、金額はどれくらいですか。

○政府委員(海堀洋平君) 電力は、先ほど申しましたように、要するに、日本の電力会社は九電力会社でございますわけですが、そのうちで産炭地の電力会社の九州電力と北海道電力が除かれまして、それに、北陸が、経済的な関係で、持っていて非常に価格差が出ますので除かれます。したがって、揚げ地六電力と申し上げますのは、九電力会社から北海道と九州と北陸を除きました六つの電力会社でございまして。この六つの電力会社に対しまして、ある基準年度に引き取つておりましたものをこえて引き取つてもらう量に對しまして、トン当たり千八百七十七円を増加引取交付金として交付することになっております。これが四十四年度におきまして——これは実績ベースでありますので、半期々々ですから、実際の交付対象は四十三年度下期と四十四年度上期につきましまして四十四年度予算で措置するということになりましたので、その金額が二十七億八千七百円でございまして、それからそれ以外の電力会社、すなわち実際に引き取つておりますのは、常磐火力——常

警共同、それから電発でございますが、それがそれぞれ、常警共同が一億五千六百万、電発が七億三千四百万となっております。したがって、電力全体としましては三十六億七千万ということになります。

それから鉄鋼は、これは、粘結炭を使う、したがって高炉を持っておりますといいますが、要するに鉄鋼を生産している会社が、国内産の原料炭を引き取った場合の価格差を補給するわけでございまして、これはその引き取り量に對しましてトン当たり七百円ということになっております。この引取交付金が二十四億八千五百万円でございます。それを合計いたしまして六十一億六千二百万ということになります。

○戸田菊雄君　そうしますと、結局、増加引取交付金というのは、電力、鉄鋼、ここに六十何億円を交付するわけですね、内容は説明されたとおりでありますけれども。

では、次に、電源開発株式会社の出資金ですね、これはどういう名目でやっているのですか。

○政府委員(海堀洋平君)　これは、石炭に対する需要が落ちてまいりましたときに、電発に對しまして石炭専焼火力の設置を国の政策として行なわせることにしたわけでございます。しかし、たとえ増加引取交付金を交付いたしましても、電発から売る電力の価格をある合理的な価格にしなければ實際上九電力に引き取ってはもらえないということ、ある価格に電力の価格をするために、財政融資で出している資金ではその価格になり得ないために、資本費のコストを引き下げるといふ見地から、石炭専焼火力、現在三カ所にございますが、その建設費の一部に充てるために出資いたしておるわけでございます。

それから先ほどもと答弁に間違いがありましたので、訂正させていただきますが、鉄鋼もやはりある基準年次における引き取り量をこえる量について交付しておりますので、先ほどは引き取り全量に對して交付しているように申し上げましたが、間違っておりますので訂正させていただきます。

ただきます。

○戸田菊雄君　損するから、まあさくばらんと言つと、電力会社とか鉄鋼会社に価格差補給をやるんだと、こういうことなんですか、非常に手厚い保護政策じゃないかというふうにも考えるんですが、ここに電力会社あるいは鉄鋼というふうなそういう大企業に對しては、別な面で、税制面からも相当優遇措置をとっているはずで、あるいは鉄区税その他についても同じだと思う。一体、石炭の需要供給の面から、会社の関係については、何か損害を与えるから、それに対しても一定の保護政策をとっているというふうなことで、そこまでやる必要あるんですかね。そうやらないと、またいまの石炭の将来の需要供給というのはバランスがとれないわけですかね。その辺はどうなんですか。

それから電力会社で石炭の総数に對してどのくらいの消費割合があるのですか、その辺がわかっていたら説明していただきたい。

○政府委員(長橋尚君)　御指摘の増加引取交付金、あるいは電源開発株式会社に出資する出資金というものは、石炭の需要確保政策というふうな意味合いでとられてまいりました措置でございます。昭和三十一年から第一次答申が始まつたわけでありまして、その際、自然の需給関係にまかせておくらば、石炭の需要が減つてしまつ、そして石炭産業として大きな後退を余儀なくされ、社会的な混乱を閉山に伴つて現出してくる、大量閉山が起れば社会的な混乱につながるというふうなことで、需要確保政策が講ぜられ、政策需要と増加引取交付金あるいはまた電発の特別需要といったようなものによりまして石炭産業の崩壊を防ぐというふうな状態が始められたわけでございまして、その際、従来から引き取られていた数量をベースにいたしまして、その上に上乗せとして余分に引き取る数量について一定の財政援助を与える、かような考え方でまいりましたわけでございます。そして、まず、電力用炭に關しましては、その後、石炭の生産規模が、四十一年度の約

五千万トンから、四十二年度は四千七百万トン、それから四十三年度昨年度におきましては四千六百二十万トン余というぐあいに生産量が減つてまいります過程で電力の引き取り数量も減つてまいつておりまして、その基準量を上回る増加引き取り量というものがこの数年々減つてまいつていくわけでございます。これによりまして漸次電力に對します増加引取交付金は減少傾向をたどっているわけでございまして、自然に御指摘のような問題も電力用炭に關しましては解消してまいり、かような見通しでございます。それから鉄鋼用炭につきましても、電力用炭が国内の競合エネルギーに比重を占めておられるわけでございまして、海外炭との競争に置かれておられるわけでございまして、海外炭との競争に立つわけでございまして、海外炭との競争に一定限度内で引き取りを求めているというための政策的なテコ入れであるわけでございまして。

それから御質問の全体の石炭の需要量の中で電力用炭がどれだけのウェイトを占めているかという御質問でございますが、四十三年度におきましては、原料炭、一般炭を含めました石炭の総需要が四千七百四十二万トンでございまして、そのうち電力用炭の総計といたしましては二千六百五万トンというところでございまして、ただし、増加引取交付金の対象になっております九電力の一部とそれから電源開発株式会社の揚げ地発電所というもののについて申し上げますと、九電力関係で二千三百三十万トン、それから揚げ地発電で百九十一万トン、その他常警共同火力等を含めました需要が二百八十四万トン、合計二千六百五万トンというふうな数字でございまして。

○戸田菊雄君　総生産量から見れば、電力関係の消費量というのは非常に高いものですね。だから、それはわかるのですけれども、ただ、どういふことでこの四十三年度の石炭対策特別会計の予算トータル一〇%に近いものが行っているんですかね。いまの増加引取交付金は、電源開発株式会社出資金を含めて、八十一億何がしです。約一〇%

に近いですね。このくらいばく大な金を取引先というところで需要の定着性といえますか。そういう関係から保護政策をとつていかなければいけないんだと、そこまで来ると、私は、基本的に國が直接今後の石炭産業というものをどうするか、やはりここまでするを得ないのじゃないかと思ふんですね。さつき、通産大臣も、そういう問題については体制部会というものを設置をして検討を加える、こういうことですから、おそろくいままでできた各試案というものも総合的に検討されてやられると思ふんです。えてして、行政ベースでいくと、こういう対応措置が何か最良のもののように考えておりますけれども、やっぱりあくまでもこれは赤字克服対策である。これから賃上げをしなければならぬ。いままで一〇%の話も出ましたが、六%、こういうことです。しかし、各種物財費もこれから上がってくるでしょう。結果的には、石炭対策面というものは、赤字がますます累増するということに必ずなってくるのじゃないか。そのときに、若干補給金なりあるいは交付金でもって増額をしてそういうものを手当てをして、いわばあとから追つかけていくようなことうですね。これでは、銘打つところの再建政策というものはほど遠い、単なる赤字克服政策から一歩も前進をしない、こういうことになってまいるのである。ことに、閉山交付金なんかあると、これからどんどん閉山というものを拡大していく結果になると私は思ふ。だから、こういう問題については、政府としては、なめらかに漸減の方式をとつていきたいという希望はあるでしょうけれども、そういう希望とは相違つて、急速にそういう閉山ムードというものは広がってくる。そうすると、いま説明を願つたような、産産地の振興政策をどうするか、こういうものになってくると、やはり国家施策の上で具体的にそういう問題が検討されていかなければ、行政ベースではどうにもならぬじゃないか。そういう意味合いで、この石炭対策の今回の会計との問題、それから措置法が設定をされましたけれども、まだまだ不足がある

のじゃないか。こういう点について、十分検討を加えていただきたいと思ひます。きょうは時間もありませんから、私の質問はこれで終わりたいと思ひますが、ぜひそういうことについて御検討をお願いしたいことを最後に要望して、私の質問を終わります。

○野上元君 ちよつと関連して、戸田委員から盛んに石炭対策の基本政策についていろいろと聞かれておるわけですが、なかなか明確な答弁がない。それほどむずかしい問題だと思ひますが、三千六百万トンというものの持つ意義ですが、これはどういうことなんでしょうか。たとえば、五年後は石炭産業の規模を三千六百万トンにする、一人当たり大体六十トン。そうすると、従業員の数もおのずから出てきますね。五、六万人だ。一応そういう線が出てきた。しかし、その需要を見ても、三千六百万トンのうち、原料炭の需要、産出——どちらでもいいですね、産出は千一百万トン、一般炭のほうが大体二千四百百万トン、合わせて三千六百万トン。この三千六百万トンも、本来ならばそれだけの需要はない、それは政策的に三千六百万トンだけとはにかく使ってもらいたいというふうな考え方にあるのか、それとも、自然に三千六百万トンというのは石炭産業としては需給関係が安定するの点という点についてはどうなんですか。

ても、現在石炭需要の過半を占めます、需要の大宗をなしておるわけでございます。今後とも火力発電設備というふうなものが維持されてまいるわけでございまして。その面から、やはり五年後におきまして千九百万トン程度の需要はこの石炭対策のもとにおきまして有効な需要として期待できるものと考へたわけでございまして。

その他、一般炭につきまして、一般炭と無煙炭を合わせまして五、六百万トンというふうなものを加えまして三千六百万トンという想定が組まれたわけでございまして、この程度のものは、需要面から見ても十分需要を期待できるものでございまして。また、この程度の出炭規模につきましては、五年間にわたります対策費といたしまして四千数百億円、この中にはもちろん御指摘の産炭地振興対策と鉱害対策費というふうなものも一部入っておりますが、そういった四千数百億円の五年間にわたる財源規模の中で五年後に相当能率的な姿で維持されるものと、かような前提に立ったわけでございまして。そして、それ以後、それじゃ三千五、六百万トンというふうなものがずっと確保されていくかどうかという点につきましては、前回の委員会においても御質問があった点でございまして、これはまたその先につきましても需給状況のいかんというふうなこともかかる問題でもございまして、まあ五年後三千六百万トンという程度の生産水準、そしてそれをなう石炭企業ないし炭鉱というふうなものが相当粒のそろった能率的な姿のものになるであらう、かようにこの段階といたしまして見通しを持っているわけでございまして。

○野上元君 もう一つ。四十八年度における原料炭のトン当たり価格とそれから一般炭のトン当たり価格は幾らぐらいになるのですか。

○政府委員(長橋尚君) 今回の石炭対策の立案にあたりまして、対策期間である五年間につきましては、一応炭価水準は現状の据え置きという前提を立てまして対策費を試算しておるわけでございまして、原料炭につきましては、今後の海外原料

炭の需給事情がどのように変化するかということによりまして五年後の価格水準がきまつてまいるものと思ひます。その段階でかりに海外原料炭の需給がある程度、何といひますか、必ずしも十分に海外原料炭を確保できないというふうな状況が今後出てまいるといたしますれば、ある程度高い値段を払つても国内の原料炭を確保していこうというふうな状況も必要面から出てまいることが期待できるのではないかと思ひます。これは今後の情勢の推移にまつものでございまして。また、電力用炭につきましては、今後における重油価格等々との競争関係がどのように展開するかという問題にかかるといひまして、一応五年間、炭価についてはこの段階としては据え置きという想定のもとに立ちまして今回のような助成水準を算定いたしましたような次第でございまして。

○田中寿美子君 私もちよつと関連して、戸田委員の最後に聞かれたことと野上委員のいまの質問は、両方とも今後の石油政策と関係があると思うのです。原油の輸入量というのは今後どんどんふえていく、火力発電所をあとにつくろうとしていくわけでありまして、また、石油コンビナートもどんどんできておりますから、それからまた、石油の使用料とも関係があると思うのですが、それで、原油の関税の十分の八でしたかね。石炭対策に使う分は、そうすると、四十四年度は幾ら関税が入るのかということ、今後の五年間というの、これは石炭対策のほうは費用は大体平均的だけれども、原油のほうの関税は毎年ふえていく。だから、前もって借り入れの形をとるといふ説明があるわけですが、原油の輸入量をどれくらいに計算をしていられるかということなんです。がね。火力発電所も石油を使う量がどんどんふえていくわけでしょう。それは、やはり三千六百万トンというのは確保して、しかも石油の輸入量をふやしていく。だから、石油の政策と関係があると思うのですが、おわかりになるでしょうか、その辺が。

○政府委員(長橋尚君) この特別会計の収入といたしましては、御指摘のように、現在の輸入重油に対しまして暫定関税率のもとで、十二分の十が目下のところ暫定関税率として輸入に充てられていくわけでございまして、そして、石炭対策につきましては、今後五年間にわたります関税収入のワック内においてこれを講じてまいらうというところで、先ほど申し上げました今後五年間に四千数百億円の対策費の見積もりを現在立てているわけでございまして。それで、もちろんこの関税率は今後変動も出てまいるかと思ひますけれども、一応現在の見積もりとして、五年間に四千数百億の収入を見積もるそのワック内で、その五年間の収入見込みを思い切つてここで石炭対策に投じて、それで今後五年の間にはんどうの意味で再建軌道に乗せようというのが今回の石炭産業対策でございまして。

そして、これを年別に見ます場合、四十四年度あるいは四十五年度、その辺が原油関税収入が御指摘のように年々輸入量の増大と相まってふえてまいります過程で、最初の数年度につきましては対策費のほうに年々の関税収入額を超過する、こういうような状況がございまして、その間、五年間の対策費用をならして、石炭対策の円滑な推進をはかります意味で、最初の数年間について借り入れ金規定を、三年間に返済をするという前提での長期借り入れの根拠規定を設けようというものが、今回の石炭対策特別会計法の一部改正の一つの大きな目的に相なっているわけでございまして。

○田中寿美子君 ということは、石油の輸入量はもう大体予想しているわけですね、きめてあるわけですね。

○政府委員(長橋尚君) この段階におきましての一つの推定の上に立っているわけでございまして。

○鬼丸勝之君 三点ばかりお尋ねいたします。第一点は、再建交付金三十六億六千八百万円余が計上されておりますが、これは四十四年から四十八年の五カ年間で三百四十億程度というふう

○政府委員(長橋尚君) 初年度は半年分を計上いたしまして、来年度以降は一年分として七十七億圓というふうな年々の計上額に相なるわけでごさいます。合計いたしまして五年間には御指摘のような額に相なるわけでごさいます。

○鬼丸勝之君 そこで、これの配分の内容といひますか、配分の内容と基準です、これをちょっと伺いたひです。

○政府委員(長橋尚君) 再建交付金の制度は、前回の一千億圓の肩がわりの制度と若干趣を異にいたしまして、過去のエネルギー革命下におきまふ過重な負担の赤字の解消というふうな消極目的のみにとどまりません、石炭鉱業を今後長期にわたつて再建の軌道に乗せるための基盤づくりというふうなねらいをもつて考えられたわけでごさいます。その意味におきまして、まず再建交付金の交付を受け得る企業の資格といたしましては、過去三年間におきまふ年平均出炭量の十倍以上の鉱量を持った企業であるというのを資格要件にいたしまして、そしてそれを希望いたします各企業が再建整備計画というものを今月の十五日までに提出をいたしまして、そして石炭鉱業審議会の討議を経まして通産大臣の認定を受ける、そしてほとんどに保安面をも含めまして今後十分にこの計画に基づいて再建の達成の見込みがあるという認定を受けました場合に交付金の交付を受け得ることになっております。

それから再建交付金の対象債務といたしましては三つございまして、一つは、昨年の九月末現在の市中銀行、開発銀行等からの期間一年以上の借り入れ金債務でございます。それから第二には、やはり昨年九月末現在におきまふ従業員の貯蓄金、その企業に對しまして預けていた従業員の債権でございます。それから第三は、ちょうど石炭対策が審議会において検討されております段階に、金融機関は金融を渡りますし、企業として資金繰りに困窮をいたした昨年度下期におきまふ市中金融機関及び開発銀行等からの貸し増しを受けました分でございます。その三つにつきまして、一定の

基準で再建交付金の対象にすることにいたしております。

そこで、各企業に對する配分基準でございますが、前回の肩がわりが全部借り入れ金の一定時点におきまふ残高比によつて各企業に配分されたものに對しまして、今回は積極的な再建のための基盤づくりという意味合いに立ちまして、過去三年間におきまふ出炭と昨年九月末現在におきまふ長期借り入れ金の残高というものを平等に勘案いたしまして各企業のシェアをきめる、かようにいたしております。そうして、かような制度の中におきまして今月十五日に再建整備計画が提出され、審査を十分にいたしまして、再建交付金が実際に政府との間で契約締結に至りますのは、早くて八月末、まあ九月に入ろうかというのが現在の見通しでございます。そうして、第一回の再建交付金が該当企業に支払われますのは十月末でございます。自今、半年払いをもちまして、来年度の四月末また十月末というふうな元利金が半年賦で支払われてまいる、こういうふうなことでございまして。

○鬼丸勝之君 それでは、今回の再建交付金は前回の再建基盤づくりの充てられるように考えられておると言っておりますが、いま御説明があつたように、長期金融債務、あるいは労働債務、経過金融債務、そういうものにはほとんど全部行つてしまふわけですね。だから、これだけではたして再建がうまくいくかと私ちょっと心配しておるのです。それで、これからの金融につきまして、特に中小企業のいま言ったような過去の債務の弁済を交付金でまかなう以外に、金融について特別に配慮する必要があるのか。特に中小企業金融公庫からの運転資金の融資ですね、これが中小炭鉱について現在三千万円までの融資の限度額になつておるようでございます。せつかく再建途上にあるこれからの特に中小炭鉱は、やはり、期末に、ボーナスだ、もち代だと相当要るわけですよ。それで、少なくともこれは五千万円程度までに限度額を引き上げるべきではないかと考えますが、この点について、これはむしろ大蔵省、通産省両省で

すか、お伺ひします。

○説明員(田代一正君) お答えいたします。現在、中小企業金融公庫、国民金融公庫等におきましては、貸し出しの限度額という制度がございまして、これは現在国民公庫ですと原則三百万、中小公庫ですと三千万ということに相なつております。いずれも昭和三十八年にできまして、その後中小企業金融分野におきまして中小企業の資本設備率の高度化という問題もございまして、見直しをする必要があるのじゃないかと、かようなことで、全般的に洗い直しておるといふ段階でございます。こういう再検討の段階の一環といひまして、石炭鉱業に對する融資の限度額をいかに扱うかということを現在検討いたしておるわけでございます。ただ、従来は、一般が三千万、石炭鉱業が合計五千万が限度額でございます。基準の三千万という金額をもし上げるならば、当然石炭鉱業につきましても相当の配慮をしなければいかぬということで現在おるわけでございます。

が、ただ、そういった融資限度額の中で運転資金というものをどういうふうに考えるかということになりますと、またいろいろ問題があるかと思ひます。設備資金につきましては、やはり、設備率の向上、あるいはまた省力投資の増加ということとは、石炭鉱業につきましても当てはまる問題かと思ひます。ただ、運転資金につきましては、見合いになりますのが、貯炭と申しますか、というもののだと思ひます。炭価はあまり変わつていないということになりますと、はたしてここで運転資金をどういうふうな考えたらいいかということですが、設備資金は上げるというところで、運転資金をどう扱つたらいいかということでは実は私どもも苦慮いたしてゐるわけでございます。おいおい通産省当局とも相談いたしまして適正なる数字を考へていきたい、かように考へておるわけでございます。

○鬼丸勝之君 設備資金については、大体八千万という線でお考えをいただきますか、中小炭鉱に對しては、きまつたということではございませぬけれども、まあ従来より中小の石炭鉱業に對する融資の限度額を、設備資金に限らない融資限度額というものを引き上げる必要があるのじゃないかという気持ちは持つております。

○鬼丸勝之君 従来は、中小炭鉱は、特に運転資金についてはこれをなかなか返さない、赤字運転資金になつてゐるケースも多かつたようです。しかし、今度の第四次新石炭政策で、とにかくこれから残るものは再建しよう、また再建の底力を持つておるもののごさいますから、いま御答弁がございましたが、至急ひとつ検討していただいて、設備八千万、運転資金五千万、特に運転資金にけちけちせずに限度額の引き上げをぜひ実現していただくように、これは通産省のほうはもちろん異論はないと思ひますが、両省でよく実態を話し合われまして、ぜひ実現されますように要望いたしておきます。

それからもう一つ、炭鉱整理促進費の問題でございますが、これで特に伺いたひと思ひますのは、石炭合理化事業団の業務処理にも関係いたしますけれども、鉱害の關係の交付金について、石炭特別委員会でも事業団のほうからいろいろ説明もありましたけれども、どうも私ちょっと腑に落ちないのは、鉱害補償のために保留しておいて、そうして被補償権者が取り下げた場合に、保留金を留保しておいたものを返す、そういう事務処理のルールになつております。そこで、取り下げるといふことは、結局、炭鉱会社と個別に話し合ひがついて、実際は鉱害があるけれどもまあまあというところで、腰だめか何か知りませんけれども、話がついて取り下げたのだと思ひます。そうすると、保留しておいたものを返すから、炭鉱会社としてはそのほうが有利になる。こういうことにならないかという危惧を持ちますけれども、鉱害の査定、補償額の決定においては、客觀的に妥当なものをどういふところで実際に確定されるのですか、その点をちょっと伺ひます。

○政府委員(長橋尚君) 一般閉山交付金におきましては、貸金債権者と鉱害債権者に交付いたしました分は、特にそういった債権者保護の意味合いにおきまして、まず第一次的に事業団で所要額の一定額を留保いたしまして、そうして問題が解決されるに依りてそれを解除支払いをしていくというふうなたてまえになっております。鉱害につきましても、もとより被害者と被害者の話し合いで最終的に賠償額が決定される制度になっております。そこで、まず、閉山交付金の申請が行なわれまして、一定の手続に従いまして事業団は鉱害債権者から申し立てを受けるわけでございまして、その鉱害債権者と称する者からの申し立てがほんとうに当該閉山炭鉱の採掘に起因するものであるかどうか、石炭鉱害であるかどうかという辺をまずチェックするわけでございまして、そうして、石炭鉱害には該当しないというふうなものである場合は、対象からははずすというのでございまして、それからあと、石炭鉱害に該当するものにつきましても、鉱業権者と被害者との話し合いによりまして話が解決いたしまして、鉱業権者が話し合いの結果に基づきまして一定金額を支払った、あるいはまたその他の方法で話し合いがついたというところで、被害者からの申し立てが取り下げられます場合が一つあるわけでございまして、そうして、後者の場合、前者の場合を含めまして、事業団といたしましては、地元の通産局と、それから合理化事業団の当該地におきまして支部、それから鉱害事業団の当該地におきまして支部、三者構成をもちまして鉱害事務処理促進協議会というものを設けまして、そこで十分に客観的にチェックを行なわせたという点につきましてだけの確認をした上で、もう留保の必要がなくなったと認められる場合に、それを一般債権その他の他の債務に充当させるために鉱業権者に対して手渡すわけでございまして、従来からそういう三者構成のチェック機関を設けまして、鉱害問題が処理されて取り

下げられたのだ、あるいはほんとうに鉱害に該当しないという点をできるだけの確認努力をいたして処理をしまいたったわけでございましてけれども、今後ともそういった事実関係の確認につきましても十分にいたしまして御指摘のような問題を生ずるおそれのないようにしてまいりたい、かように考えております。

○鬼丸勝之君 私、鉱害がないと認定された場合は問題ないと思うのです。それで、鉱害があるけれども鉱業権者と被害者との間の話し合いで取り下げる場合に、いまの三者構成ですか、事業団も入れて、そこら辺をちょっとしっかりチェックしていただきたいと思います、その取り下げの申請をうまくやるということに、きょうはもう触れませんでしたけれども、いろいろ問題が起こる余地があるのではないかと、この点は、ひとつ十分御注意を願いたい。

それから鉱害につきましては、御承知のように、無資力認定を要するものが相当あるけれども、これはなかなか鉱業権者があちこち逃げ回ったりして出てこないというケースがございまして、仲裁という制度もできておりますけれども、なかなかこれもそう運用がうまくいかない。四十七年度一応時限法で切れるのですかね、あの鉱害の法律は。そこで、やはり無資力認定をもっと積極的にやり得るよう今後十分御検討いただきたい。これは法律改正の問題でもございまして、まあ要望いたしておきますが、この点についての御意見はいかがですか。

○政府委員(長橋尚君) 御指摘のように、今後とも被害者保護の立場からも無資力認定事務をできるだけ迅速に進めるように努力いたしますとともに、無資力認定には、鉱業権が消滅されているとか、いろいろ要件があるわけでございまして、鉱業権者たるものが、そういった点に無資力であるにもかかわらず、そういった要件充足について非常に怠慢であるというふうなケースがありましような場合には、十分鉱業権者を指導いたしまして、復旧の促進につとめてまいりたい、かように考えております。

○鬼丸勝之君 最後に、この特別会計の中の産炭地域振興臨時交付金についてちょっと伺います。条件で述べ、これは石炭特別委員会が何年かときには、通産省は、大蔵省、自治省と相談をしておると、これの財政援助の配分の方針なり基準について相談中であるという説明でございましたが、この点も固まりましたか。とすれば、その大体を簡単に申し上げますから御説明願います。

○政府委員(長橋尚君) 最近、関係当局との打ち合わせも完了いたしまして、この七月には第一回の交付ができるようにいま市町村からの申請の受け付けを行ないつつある段階でございまして、内容としていたしましては、対象は、産炭地での終閉山という事態によって財政面の打撃を受けたし、産炭地臨時措置法の六条市町村を対象にいたしまして、それから事由になります終閉山につきましても、単に四十四年度以降発生するものに限りませんで、過去五年間の間におきます終閉山による影響もある程度救済することにしたとしております。三十九年度から四十一年度までの当該市町村におきます終閉山につきましては六割のウェントを考へる、それから四十二年、四十三年度についても八割のウェントを考へるということにいたしております。

それから交付期間につきましては、四十四年度から四年間ということ、その間、初年度を一〇〇といたしますと、あとは二五ずつ減減をする、そして五年目からはゼロになる、かような考え方に立っております。

それからさらに、交付金の交付にあたりましては、各市町村ごとの終閉山の影響等も考慮いたしまして、財政力指数が比較的好いとか非常に悪いとか、そういうふうなことにによりましてある程度の調整をいたすことにはいたしております。

交付額といたしましては、先ほどの通減率あるいは過去の閉山におきます削減率がございまして、今後の新規発生閉山につきましては、原則としてトントン当たり六十五円というものを交付金額の

単価に考えまして、先ほども申しましたように当該市町村の財政力指数等で減額調整を行なう、かような考え方でございまして、

○鬼丸勝之君 大体わかりましたが、そうすると、もう大蔵、自治両省とは完全に協議は整ったわけですか。

○政府委員(長橋尚君) 意見が整いまして、正式に発表いたしております。

○鬼丸勝之君 もうこれで質問を終わりますが、最初に伺いました再建交付金の交付は十月の末ぐらいになるというお話で、その他の促進費補助、あるいは産炭地域振興臨時交付金の交付、ただいまも含めまして、これはひとつなるべく早く実際の山なりあるいは被害者の手元に届きますように迅速にやっていたいただきたい。同じ金ならば早いほど効果があるわけでございまして、だいたい待ちわびているところも多いものですから、どうぞこれを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

○委員長(丸茂重貞君) 本案の質疑は、本日はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時五十分散会

五月十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、芸術、文化の向上を阻害する入場税撤廃に関する請願(第四五八三号)(第四五八四号)(第四五八五号)(第四七一四号)

一、国民金融公庫の行なう戦傷病者の傷病恩給等担保融資限度額引上げに関する請願(第四六〇五号)(第四六五七号)

第四五八三号 昭和四十四年五月七日受理
芸術、文化の向上を阻害する入場税撤廃に関する請願
請願者 名古屋千種区新池町一ノ二三
加藤知代子外三百十四名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第三一〇六号と同じである。

第四五八四号 昭和四十四年五月七日受理
芸術、文化の向上を阻害する入場税撤廃に関する請願

請願者 横浜市中区花咲町三ノ一〇三ノ二
山本正吾外二百六十八名
紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第三一〇六号と同じである。

第四五八五号 昭和四十四年五月七日受理
芸術、文化の向上を阻害する入場税撤廃に関する請願

請願者 横浜市中区花咲町三ノ一〇三ノ二
光山一夫外九十九名
紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第三一〇六号と同じである。

第四七一四号 昭和四十四年五月八日受理
芸術、文化の向上を阻害する入場税撤廃に関する請願

請願者 横浜市保土ヶ谷区鎌谷町一六二
山田富貴外百四名
紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第三一〇六号と同じである。

第四六〇五号 昭和四十四年五月七日受理
国民金融公庫の行なう戦傷病者の傷病恩給等担保融資限度額引上げに関する請願

請願者 東京都新宿区市ヶ谷本村町四二財
団法人日本傷痍軍人会内 松岡武志
紹介議員 山下 春江君

国民金融公庫が戦傷病者に対して行なう、傷病恩給等を担保とする融資の限度額を現在の経済事情に適応する額に引き上げられたい。

理由

現在、戦傷病者に対する、傷病恩給、障害年金を担保とする金融は、法律により、国民金融公庫以外の機関による取扱いを禁止されており、同公庫は三十万円を限度として融資を行なっている。しかし、現在の経済情勢からみて、この額では融資本来の目的を果たしえないばかりでなく、この制限が戦傷病者自身の経済活動の支障となつてゐる。

第四六五七号 昭和四十四年五月八日受理
国民金融公庫の行なう戦傷病者の傷病恩給等担保融資限度額引上げに関する請願

請願者 東京都新宿区市ヶ谷本村町四二財
団法人日本傷痍軍人会内 伊丹川善通
紹介議員 高田 浩運君
この請願の趣旨は、第四六〇五号と同じである。

五月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、芸術、文化の向上を阻害する入場税撤廃に関する請願(第四八〇三号)(第四八四〇号)
一、国税通則法一部改正に伴う国税不服審判所設置案に関する請願(第四八一九号)
一、支那事変国債償還に関する請願(第四八八四号)

一、音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願(第五二三三三号)

第四八〇三号 昭和四十四年五月九日受理
芸術、文化の向上を阻害する入場税撤廃に関する請願

請願者 秋田県大館市根下戸町七ノ三 田中梅子外百名
紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第三一〇六号と同じである。

第四八四〇号 昭和四十四年五月十日受理
芸術、文化の向上を阻害する入場税撤廃に関する請願

請願者 北海道斜里郡斜里町港町 原笑子
外六十名
紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第三一〇六号と同じである。

第四八一九号 昭和四十四年五月十日受理
国税通則法一部改正に伴う国税不服審判所設置案に関する請願

請願者 東京都千代田区大手町一ノ七全国
税労働組合東京地方連合会内 坂本良雄外四十一名
紹介議員 戸田 菊雄君

「国税通則法の一部改正」に伴う「国税不服審判所」の設置は、私たち税務職員、なかでも現在、不服審査の仕事に従事している協議官にとつて、首切りなど、身分についての重大な変化が生じ、ひいては納税者の権利救済にも悪影響を及ぼすおそれがある。税務職員の労働条件の維持改善と税務行政の民主化のため、左記事項の実現を図りたい。

一、審査請求件数の累増にかんがみ、審査請求担当官を大幅に増員すること。
二、実情に適しない身分差別(国税審判官、副審判官、審査官)の持込みをやめること。
三、新制度への移行にあつては、協議団職員個々の意思を十分に尊重すること。
四、協議団職員に対し、降格・本人の希望によらない職種変更・労働強化を行なわないこと。
五、一方的配転・退職強要をしないこと。

第四八八四号 昭和四十四年五月十二日受理
支那事変国債償還に関する請願

請願者 宮城県仙台市角五郎二ノ一七ノ一
二 島貫常行外二百三十名
紹介議員 高橋文五郎君
この請願の趣旨は、第一三三三号と同じである。

第五二三三三号 昭和四十四年五月十六日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願

請願者 神戸市須磨区東町一ノ四ノ二 電
電公社東須磨管内権野大
紹介議員 松澤 兼人君
この請願の趣旨は、第一三九二号と同じである。

第十二号中正誤		
正	誤	
一 終り	既往	
二 から七	既往	
三 支	収支	
四 支	収支	
五 支	収支	
六 支	収支	
七 支	収支	
八 支	収支	
九 支	収支	
十 支	収支	
十一 支	収支	
十二 支	収支	
十三 支	収支	
十四 支	収支	
十五 支	収支	
十六 支	収支	
十七 支	収支	
十八 支	収支	
十九 支	収支	
二十 支	収支	
二十一 支	収支	
二十二 支	収支	
二十三 支	収支	
二十四 支	収支	
二十五 支	収支	
二十六 支	収支	
二十七 支	収支	
二十八 支	収支	
二十九 支	収支	
三十 支	収支	
三十一 支	収支	
三十二 支	収支	
三十三 支	収支	
三十四 支	収支	
三十五 支	収支	
三十六 支	収支	
三十七 支	収支	
三十八 支	収支	
三十九 支	収支	
四十 支	収支	
四十一 支	収支	
四十二 支	収支	
四十三 支	収支	
四十四 支	収支	
四十五 支	収支	
四十六 支	収支	
四十七 支	収支	
四十八 支	収支	
四十九 支	収支	
五十 支	収支	
五十一 支	収支	
五十二 支	収支	
五十三 支	収支	
五十四 支	収支	
五十五 支	収支	
五十六 支	収支	
五十七 支	収支	
五十八 支	収支	
五十九 支	収支	
六十 支	収支	
六十一 支	収支	
六十二 支	収支	
六十三 支	収支	
六十四 支	収支	
六十五 支	収支	
六十六 支	収支	
六十七 支	収支	
六十八 支	収支	
六十九 支	収支	
七十 支	収支	
七十一 支	収支	
七十二 支	収支	
七十三 支	収支	
七十四 支	収支	
七十五 支	収支	
七十六 支	収支	
七十七 支	収支	
七十八 支	収支	
七十九 支	収支	
八十 支	収支	
八十一 支	収支	
八十二 支	収支	
八十三 支	収支	
八十四 支	収支	
八十五 支	収支	
八十六 支	収支	
八十七 支	収支	
八十八 支	収支	
八十九 支	収支	
九十 支	収支	
九十一 支	収支	
九十二 支	収支	
九十三 支	収支	
九十四 支	収支	
九十五 支	収支	
九十六 支	収支	
九十七 支	収支	
九十八 支	収支	
九十九 支	収支	
一百 支	収支	

昭和四十四年六月十四日印刷

昭和四十四年六月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局